

令和4年第4回（12月）定例会

西伊豆町議会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月8日 閉会

西伊豆町議会

令和4年第4回（12月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○運営委員会報告事項	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	11
松田貴宏君	11
浅賀元希君	23
堤和夫君	43
高橋敬治君	64
○散会宣告	86

第 2 号（12月7日）

○議事日程	88
○本日の会議に付した事件	88
○出席議員	88

○欠席議員	88
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	88
○職務のため出席した者	89
○開議宣告	90
○議事日程説明	90
○一般質問	90
芹澤孝君	90
堤豊君	111
仲田慶枝君	122
増山勇君	147
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
○動議提出	192
○議案第38号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決	192
○散会宣告	198

第3号（12月8日）

○議事日程	199
○本日の会議に付した事件	200
○出席議員	200
○欠席議員	200
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	200
○職務のため出席した者	200
○開議宣告	202
○議事日程説明	202
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	202
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	207
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	209

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	244
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	250
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	252
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	256
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	265
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	269
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	273
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
○常任委員会の閉会中の継続調査について	279
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	279
○閉会宣告	280
○署名議員	281

西伊豆町告示第92号

令和4年第4回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月28日

西伊豆町長 星野 淨 晋

記

1 期 日 令和4年12月6日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番 松田貴宏君
3番 仲田慶枝君
5番 芹澤孝君
7番 山田厚司君
9番 堤和夫君

2番 浅賀元希君
4番 堤豊君
6番 高橋敬治君
8番 西島繁樹君
10番 増山勇君

不応招議員（なし）

令和4年第4回（12月）定例町議会

（第1日 12月6日）

令和4年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	松田 貴宏 君	2番	浅賀 元希 君
3番	仲田 慶枝 君	4番	堤 豊 君
5番	芹澤 孝 君	6番	高橋 敬治 君
7番	山田 厚司 君	8番	西島 繁樹 君
9番	堤 和夫 君	10番	増山 勇 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星野 淨晋 君	副町長	高木 光一 君
教育長	鈴木 秀輝 君	総務課長	白石 洋巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌子 君
健康福祉課長	渡邊 貴浩 君	産業建設課長	久保田 寿之 君

防 災 課 長 佐 野 浩 正 君
会 計 課 長 森 健 君
教 育 委 員 会 長 真 野 隆 弘 君
議 会 事 務 局 長

環 境 課 長 鈴 木 昇 生 君
企 業 課 長 村 松 圭 吾 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 松 本 正 人 書 記 堤 浩 之

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回西伊豆町議会定例会を開会します。

◎議会運営委員会報告事項

○議長（山田厚司君） 議会運営委員長、高橋敬治君。

○議会運営委員長（高橋敬治君） 議会運営委員会から報告をいたします。

12月定例会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議会の傍聴を16人までといたしました。以上、報告いたします。

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。質問、答弁は、的確にわかりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。一般質問者は、発言中、苦しいようでしたら、マスクを外して結構です。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田厚司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

8番、西島繁樹君。

9番、堤和夫君。

補欠10番、増山勇君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山田厚司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張及び会議の出務については、お手元に文書をもって配付いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山田厚司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは行政報告を行わせていただきます。

お手元の報告書をご覧ください。

1 ページから 5 ページにつきましては私と副町長の主な行動となっておりますので、ご覧をいただければと思います。

では 6 ページをお願いいたします。まず総務課総務係、職員採用試験でございます。9 月 18 日に下田総合庁舎におきまして賀茂郡町長会主催の本年度第 2 回目の職員採用試験を行いました。また 10 月 23 日に、町福祉センターにおきまして、一次学科試験合格者に対し、グループディスカッションと面接試験を行ったところでございます。次に、行財政係の指定管理者選定委員会の開催についてでございます。10 月 26 日に第 1 回指定管理者選定委員会を開催し、漁港施設、はんばた市場、こがねすと、町有観光 11 施設の指定管理者候補を選定したところでございます。また、選定結果等を、町のホームページへ掲載をさせていただきました。次に情報管理係の電子申請手続の拡充についてでございます。自治体 DX に掲げられている、行政手続のオンライン化を推進するため、住民票の写し及び税証明の郵送請求等、5 つの手続のオンライン受付を 10 月 17 日から開始をいたしました。

次のページをお願いいたします。

窓口税務課の窓口年金係、新生児誕生記念事業についてでございます。10 月 14 日に、福祉センターにおきまして、前期の新生児誕生記念事業ガラス記念品の手形取りを実施いたしました。対象児 7 名が参加をされ、3 つのガラス工房の記念品の中から 1 つを選んでいただき、手形を採取したところでございます。次に婚姻記念事業についてでございます。4 月から 10 月末までに 2 組の婚姻届が提出され、うち町内在住の 1 組に 3 つのガラス工房の記念品の中から一つを選んでいただき、贈呈をいたしました。次に合同相談会についてでございます。10 月 19 日に、福祉センターにおきまして、人権相談・行政相談の合同相談会を実施いたしました。また、同日、町単独での弁護士による無料法律相談も実施し、5 件の相談を受けております。次に、納税徴収係の収入状況についてでございますが、こちらは右記のとおりでございます。

1 ページおめくりください。

まちづくり課、企画調整係、移住相談会の開催についてでございます。9 月 17 日、10 月 16 日、11 月 19 日に、静岡県主催の「ふじのくにに住み替えるセミナー」等の移住相談会に参加をし、移住希望者に町の魅力を PR したところでございます。次に、移動知事室及び知事広聴についてでございます。10 月 12 日に、移動知事室が、西伊豆町、松崎町で実施され、知事が、「KAMO'n house」、「やまびこ荘」、「はんばた市場」を訪問されました。また 10 月 13 日には、知事広聴「平太さんと語ろう」が松崎町の環境改善センターで行われ、西伊豆町

から、観光協会長の塩沢氏と理学療法士の山本氏が登壇し、意見交換をしたところでございます。次に、西伊豆町夕陽カレンダーについてでございます。11月15日に、「夕陽のまち西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」の入選作品を使用した「西伊豆町夕陽カレンダー」を町内各戸に配布をしたところでございます。なお、一般販売も同日から開始をしております。次に商工係の地方創生推進交付金事業についてでございます。「恋人の聖地」連携事業を2件、産地直売場を中心としたプロモーション事業、また、森と海の6次産業化事業の計4件について、令和3年度事業分の事業効果検証会を実施し、検証結果を国に報告したところでございます。いずれも、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している中での事業実施でございましたが、事業の成果や効果は高く評価されたところでございます。次に新型コロナウイルスの感染症対策休業支援金についてでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や事業者の経営維持を目的に、新型コロナウイルス感染症の感染により、事業を休業した事業者向けの支援金制度を新設いたしました。11月1日から受け付けを行い、11月15日までに10件の申請があり、300万円を交付したところでございます。

次のページをお願いします。

夕陽のまち西伊豆町ふるさとまつりでございます。11月13日に黄金崎クリスタルパークにおきまして、西伊豆町イベント実行委員会主催の第18回夕陽の町西伊豆町ふるさとまつりが開催されました。町内地場産品のほか、姉妹町の富士見町や市川三郷町の特産品など29店舗が出店をしました。またステージイベントや抽選会、イセエビのみそ汁の無料サービスを実施し、悪天候にもかかわらず、2,500人の来場者でにぎわいました。来場者からは大変お喜びの声をいただいているところでございます。次に観光係の静岡ブルーレヴズ・西伊豆町パートナーシップ協定の締結についてでございます。10月8日に静岡ブルーレヴズと、両者の持つ資源を有効に活用し、選手と町民との交流により、夢を語る人を育むまちづくりの推進を図ることを目的とした、「パートナーシップ協定」を締結いたしました。また10月9日には、県立松崎高等学校のグラウンドにおきまして、ラグビー体験会を開催し、西伊豆町及び松崎町の小中学生など約30人が参加をしたところでございます。次に夕映えの響きについてでございます。10月9日に、西伊豆町観光協会主催の、夕映えの響きが安城岬ふれあい公園で開催をされました。町内外から訪れた約800人の来場者が、お笑いステージや、「久宝瑠理子さん」のコンサートを楽しみました。ただこちらは、夕方から生憎の雨でございましたが、無事開催をできてほっとしたところでございます。

次のページをお願いします。

防災課の防災安全対策係、秋の全国交通安全運動、西伊豆消防団連合会防火広報パレード、消防団非常呼集訓練、自主防災会議につきましては、それぞれ右記のとおり行っております。

次のページをお願いいたします。

健康福祉課の福祉係、百歳訪問につきましては、10月24日に百歳を迎えられました仁科の松田房子さんを訪問し、長寿をお祝いさせていただいたところでございます。次に健康係の新型コロナウイルスワクチンの接種についてでございます。10月28日から30日の3日間におきまして、18歳以上の方を対象に集団接種を行い、629名の方が接種をされました。10月の集団接種からは、オミクロン株対応の2価ワクチンの接種を行っております。また現在は12月1日から5回目の接種を開始したところでございます。次に、インフルエンザワクチンの接種についてでございます。65歳以上の3,729名の方に、インフルエンザの予防接種の通知を出させていただきました。次に介護保険係の介護認定審査会につきましては、8月18日から10月27日までに6回開催をし、138名の方が申請を行い、申請取下げが1名、却下が1名、136人の方が介護認定をされたところでございます。次に医療保険係の特定健康診査についてでございます。国民健康保険の被保険者を対象に、5月、10月、11月に実施をし、受診者717名、受診率は35.9%でございました。また20歳から39歳までの若年者健康診査も実施し、受診者は7名、受診率は5.2%でございました。

次のページをお願いいたします。

環境課の環境保全係でございます。新斎場建設地区住民説明会につきましては、9月29日に、こちら第7回目と書いてありますけれども、1回目のカウントが5回ということもございまして正味では、3回というふうにお考えいただければと思いますが、こちらの田子地区の住民説明会を開催し、52名の方が参加をされております。

次のページをお願いします。

産業建設課、農林水産係の農業委員会につきましては、9月15日の総会では、農地法第3条申請1件、非農地証明を1件審査し承認をされております。また同日、農地パトロールを行ったところでございます。10月14日の総会におきましては、農地法第5条の申請が1件審査され、承認をされております。11月25日の勉強会におきましては、人・農地プランを基にした地域計画について、意見交換が行われたところでございます。次に仁科地区農林水産物等直売所の「はんばた市場」についてでございます。「はんばた市場」建設後の事後評価として、目標・効果の検証会を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、目標

達成や事業効果を高く評価をいただいたところでございます。その検証結果につきましては、国に報告をさせていただいたところでございます。次に宇久須財産区につきましては、9月20日に住民防災センターにおきまして、令和4年度第2回宇久須財産区議会定例会が開催され、令和3年度決算の審議を行い、認定されたところでございます。

次のページをお願いいたします。

企業課、水道事業でございます。こちらの上半期の経営状況につきましては、令和4年度上半期の収益的収支は、収入が9,211万2,000円、支出が7,510万2,000円となり、1,701万円の純利益が生じております。収益的収支を前年同期と比較いたしますと、収入は689万5,000円、8.1%の増。支出は、338万5,000円、4.7%の増。純利益におきましては、351万円、26.0%の増となっております。次に温泉事業の上半期経営状況についてでございます。令和4年度上半期の収益的収支は、収入が4,096万8,000円、支出が3,174万1,000円となり、922万7,000円の純利益が生じたところでございます。収益的収支を前年同期と比較いたしますと、収入は48万3,000円、1.2%の減、支出は278万5,000円、9.6%の増、純利益は326万8,000円、26.2%の減となりました。

次のページをお願いいたします。

教育委員会事務局の学校教育係、文教施設等整備に関する答申についてでございます。11月11日に諮問をいたしました、「統合認定こども園及び西伊豆町立小中一貫校の建設地」について、委員長、副委員長の2名の代表の方が、町長室にお越しになり、答申をいただいたところでございます。次に社会教育係の軽スポーツ教室の開催につきましては、10月6日及び11月10日、西伊豆中学校におきまして、軽スポーツ教室を開催いたしました。種目につきましてはパラリンピックの正式種目のボッチャを行い、24名の方が参加をされております。次に、子ども議会の開催についてでございます。11月5日、議場において、町内の小学校5、6年生の6名が参加をし、子ども議会を開催いたしました。児童が、町に対して思っている疑問や要望を、一般質問形式で質問し、答弁をさせていただいたところでございます。次のページをお願いいたします。民俗文化財等見学会の開催についてでございます。こちらにつきましては11月5日、6日の両日におきまして、旧田子中学校の校舎2階において、民俗文化財等見学会を開催いたしました。古い民具や農機具、漁具を展示し、文化財保護審議会委員に説明をいただいたところでございます。小学生からお年寄りまで幅広い年代の126名の方が来場していただいております。次に、施設整備係、文教施設整備事業に伴う説明会の開催についてでございます。8月30日に、中央公民館多目的ホールにおきまし

て、文教施設整備事業に伴う説明会を開催いたしました。こちらにつきましてはZ o o mミーティングでの参加も可とし、後日Y o u T u b eでの配信もしたところでございます。説明会では、先川候補地の地質調査結果、概算事業費の比較検討及び小学校先行統合についての説明をさせていただいたところでございます。参加者につきましては、会場に73名、Z o o mでの参加が40名、いらっしゃったというふうに報告を受けております。次のページをお願いいたします。監査委員事務局の監査等の実施につきましては、右記の記載のとおりでございます。以上、行政報告を終わります。

○議長（山田厚司君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時56分

◎一般質問

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与します。

◇ 1番 松田 貴宏 君

○議長（山田厚司君） 通告1番、松田貴宏君。

1番、松田貴宏君。

〔1番 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 皆様おはようございます。

では、一般質問を始めさせていただきます。

1番、森と海の6次産業化プロジェクトについて、森と海の6次産業化の中で、特にワカメやコンブを養殖し、それを餌としてアワビを養殖するという計画が、事業の委託先から報告書として出されました。もともと西伊豆では、コンブは自生せず、ワカメもほぼ自生して

いません。アワビの餌にするわけですから、比較的容易に育ち必要な量を確保できるものでなければならぬので、自生しないような、育ちにくい海藻を利用しようとする、効率が悪くなります。森と海の6次産業化プロジェクトは、新たな産業を生み出し、雇用を創出させ、地域が抱える人口減少問題の解消を目指すことを目的としているわけですが、産業として成り立たないような計画を報告として、町は受けたわけです。以上を踏まえて質問します。

1 このような報告を受けたことについて、町はどのように考えているのか、伺います。

2 これからの町の対応を伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは松田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな1の（1）につきましては、コンブは自生せず、ワカメもほぼ自生していないのも承知の上で調査を行っておりますが、海藻が溶ける水温以下であれば成長するという事ですので、養殖は可能であるという報告で、問題はないと考えております。またブルーカーボンの観点から、養殖しやすい海藻であり、二酸化炭素の吸収の観点からも、ワカメ、コンブを採用しており、他の地域でも、季節限定で行っている取組でございます。

次に（2）につきましては、コンブ、ワカメ共に、昨年度の試験におきまして、ローコストで量も取れ、収益化が可能という調査結果が出ております。また、アワビの飼料として、現状のほかに選択肢がないことから、そちらに重点を置いて今後の事業展開を行いたいと思っております。ただ、アワビの養殖が現在難航しておりまして、この事業自体がうまくいくかは流動的ではございます。他の海藻では、昨年度の試験品目の中で、一般的にも認知度があり、販路を見込めるモズク類とトサカノリに注力したいとの報告を受けております。海藻の養殖は、冬季の漁業者の副業として有効と考えており、今年度は田子漁協組合員の皆さまと協力をして試験を行うことで話を進めているところでございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） コンブは自生せず、ワカメもほぼ自生していないものを承知の上ということだったんですけども、海藻が溶ける水温以下であれば成長するという報告が、報告書の中にあっただろうかちょっと私見つけられなかったんですけども、溶ける前に1回成長

しなくなる温度帯っていうのが出てくると思うんですけども、この報告っていうのはどこから出てきた報告でしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 松田議員がご覧になっていたのは3月末の報告書だと思うんですが、実はこの事業は4月以降にも、継続して行っておりまして、ワカメ自体は3月末の収穫、それから、コンブについては、4月末の収穫が適正であろうということでした。それ以上過ぎますと、水を高くなると溶けてきて、品質が低下するということが、この今回の調査でわかったということでございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） コンブについては、年を越すことはできないという考え方でよろしいということで、そうすると、餌として使うにはちょっと量がそんなに取れないんじゃないですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） コンブなんですけど、これ田子の小割生簀って小さい生簀の中で、ロープを張って、養殖の試験を行いました。で、種自体を青森のほうから、もらってやっていたものです。田子の冬季といいますと、西風が吹いて風がかなり水面に影響があるということで、当初は深い水域でロープを張ってやっていたんですが、どうも光合成が阻害されるということが分かり、成長がされない。ということだったので、それを何本かに分けて、高さを変えて、水面に近いところ、中間、深いところという形で、試験を行ったと。最終的に5月、ゴールデンウィークのときに今回収穫したわけですが、合計117キロ、ロープに対する単位収穫量としては、メーター当たり4.8キロ、収穫があったということでございます。これは水面に近い所でもっとやれば、もっとたくさんできただろうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） これ自体が、3年度の報告ということで、これが終わってから、収穫したからコンブの収穫量については数字が出せなかったよという理解でよろしいでしょうか。続きましてブルーカーボンの観点から養殖しやすい海藻でありということなんですけども、そのブルーカーボンについてもうちちょっと町の考えをお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はいブルーカーボンにつきましては森林もそうですけれども当然海の中にも、そういった海藻を養殖することによって、海中の二酸化炭素の吸収ということができます。これは当然地球の温暖化対策も含めまして、現在なぜこの海水温の上昇があるかというところ、当然、環境破壊というような問題もあろうかというふうに思います。ですから今はやりとは言いませんけれども、SDGsの観点からも、海の中から二酸化炭素吸収をして、地域や地球環境に優しい取組をしなければいけないということで、この近辺ですと横浜などで大々的にブルーカーボンが行われておりますので、最終的にはそういったものをやることによって、海面の中の水質をよくする、また栄養豊富にするなど、いろいろなことを考えると、遊んでいる海を使って、いろいろな、そういったことをやれば、漁業者の副業もできるし、環境にも優しいということで、ブルーカーボンが必要だろうというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） その中で海藻としてワカメ、コンブを採用した理由ってというのがブルーカーボンに結びつけられてたんですけれども、その関係のところをもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、自生している海藻類を養殖をするということは、簡単にできるんじゃないかというご意見なのかなというふうに思いますが、そもそも、種自体がですね、売っていなければ、養殖はできません。私たちや漁協が、種をつくるということはなかなか難しいわけですから、ある程度、そういったものが手に入りやすく取り組めるというのが、ワカメとコンブだったというものでございます。ただ、シワメにつきましては、伊豆漁協さんがこれから調査研究をされるというふうに伺っておりますので、そういったものの調査結果ですぐに、やりやすいという事がわかれば、自生しているものでも対応することは可能かなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） そうなんですよねワカメとコンブについては種苗が手に入りやすい、ほかの海藻については、種苗も手に入りにくいし養殖技術も確立していない、それは確かなんですけれども、じゃあ他所から持ってきましたというところで例えば、これは一つの意見なんですけどね。これは、田中次郎先生から頂いたやつで、私は地産地消を食や利用の基と考えています。で、西伊豆で天然ワカメやコンブが生育していなかったのはこれまで何万年間環境が適していなかったということです。三浦半島でコンブを養殖していますが小型の

1年物しか生産できません。環境が適していないということでしょう。というところから来まして、さらに遺伝子の攪乱という点から他所からの移植養殖の危険性は否めません。最近本当ここ数年の流れかなと私は思ってるんですけども、他所からの種苗導入に関しては慎重であるべきという考えも多く出てるんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然そういったご意見もあろうかと思えます。ただ、コンブにつきましては当然、夏は越せないわけですから、そのもの自体が消滅をします。ですから生態系への影響はないんじゃないかなというふうに思えます。議員も、イチゴ栽培されておりますけれども、もともとそのイチゴは自生していたのかということになれば、養殖も、そういったものもほぼ変わりありませんので、できるもので、環境負荷がかからないであるとか、やりやすいものを作って、産業をつくるということは、また別の観点から必要だろうというふうに思えます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ワカメも恐らくコンブと同じように、夏は越せないのかなとは思ってますけどもやっぱ一部残るような可能性はあるんですけども、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これはですね水温によっても変わります。実際それが溶けけるのか、残るのか、その年によってわかりませんし、それこそ私が小さい頃30年前は水温相当低かったと思うし、泳いでいた海水浴場も大変藻がいっぱい入っておりましたが、今は磯焼けほぼございませぬ。それと同じように、イセエビなどは最近東北のほうでもとれるようになったと。要は北上しているわけですね。そういった移動というものは、環境の変化によってあり得るだろうというふうに思えますので、これをやることによってコンブが、またワカメが、自生することになるのかならないのかということについては、環境の状況によってはわかりませんが、そういうこともあり得ることはあり得るというふうに思えます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい、ありがとうございます正直そこら辺の関係につきましては、私自身、最近本当の流れで、実際にその遺伝で汚染されるっていうのは、あんまり詳しくやったことないものでそこら辺は、そういう意見もありましたよという程度でしか聞けないんですけども、そうですね、どれから行こうかな。で、自生していないのが分かっている、

やったということなんですけども、自生してないのが分かっているのならば養殖のために何らかの工夫が必要だと思うのですが、どのような考慮をされたのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては季節、要は、入れる時期がいつなのか収穫する時期が、いつが1番妥当なのかということと、先ほど課長が答弁したように、深さですね。波が立っているから当初は、海面ではなく、深くということを考えましたけれども、波が立っても海面近くのほうが生育がいいと、それが多分工夫だと思います。これが、何の実証実験も要らずいきなり本ちゃんをやるということはリスクがありますので、今は実証実験をしているという状況でございます、その結果、1番いい育成状況を見定めて、今後事業展開をしていくという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） これから事業展開も、今度はワカメを養殖して行くということであるらしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、収穫することが可能であるということは確実に今成果として数字も示されておりますので、販路として、またこれがですね、営業していく上で、費用対効果も含めて、可能であれば、これを継続してやっていくということになるかと思えます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） なかなか話が、なかなか複雑で見えにくいなと思ってて、これ私、漁協さんからいただいたやつなんですけども、これが、久保田課長も持ってる、おんなじもの持っててそれ見ながらやってたんですけども、そうすると3年度に、最終的には、コンブまだ育ちきってないよ、4年度になって大きくなって5月頃収穫したよという話なんですけども、この3年度の報告書にも、既にコンブの養殖成功したよ。ワカメの養殖成功したよっていうふうに出てるんですね。何をもちこの報告書って成功したって言ってんのかなってのがよく見えてこないんですけどもいかがですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど説明したように、ロープの水深を工夫してうまく成長できているというところの確認が取れたということで、成功したという形にさせていただいております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） さすがに、最後の最後まで、収穫まで行かない時点で、いや、上手くいくんですよって報告出されても町として困っちゃいません。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 年度末の時点で終了してないわけですから、あくまで見込みになってしまいますが、成功したと、見なせるだろうという判断にさせていただいたと言うことでございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 成功する見込みであろうというふうな目途がついたんだろうなどは、思うのですけれども、報告書の中で、成功したって謳っちゃうってのも、この報告書を作っている人たち何かちょっと、言葉の選び方が上手じゃないんじゃないかなと思う点があるんですけれども、例えばこの報告書なんか見て、外部有識者っていう方が出てくるんですよ。で、中で聞いてても、いや外部有識者で専門家の方も入ってますしなんて言われるんですけど、実際にこの人訪ねて行って、聞いてみたら、いやいやそんな関わって深くは関わってないよって。何か聞かれたら、こういう論文がありますよとかこういう専門家いますよとかそういうのを紹介するだけの係です。で、なんだけれどもうもうこの報告書だとプロジェクトのもう、重立った方々と同じサイズの字で紹介してて、これでそんな関わってないんですかって聞いたら、さすがにこの紹介の仕方は、ちょっと心外ですとは言われました。どこまでこの報告書って真面目に頑張って作ったのかなって、そこら辺久保田課長ちょっと疑問に思ったんですけど、これ私の感想になっちゃいますね。どうでしょうねこれ、4年度も、報告書が出るということによろしいですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 中身の信頼性という点については、町の職員もそこまで精査できているわけではございませんけども、そういった知見をお持ちの方にですね、専門的なアドバイスを受けて、事業を進めているということは、こちらのほうでも、そういう認識で承知をしているところでございます。今年度事業についても、最終的には、結果をレポートですね、提出をさせ検証していきたいと思っております。ただ、今、質問に出ているアワビの養殖事業については、先ほど壇上でも町長が申し上げたとおりですね。ちょっと進捗がよろしくないという状況でございますので、その辺を踏まえた、報告が出てくるかと思っております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 他所の人、町の職員でも分からないところがあるから、聞いてみる様な方向でみたいなことで、実際に、聞いてみたりはしてないってということですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） この事業自体、業者任せにしているわけではなくて、町も、それから県も、水産試験場さんでもありますね、入った中でやっております。その中で、より専門的な設備を持っているとかですね、大学の設備を借りて、試験をやったりっていうのを昨年度やっておりますし、そういった関係でそれぞれの専門分野の方の意見を聞きながらやっているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） この海藻の養殖もう1件委託先あるんですけども、そちらについては県の水産海洋技術研究所伊豆分場のほうでは、区画漁業権の取得のために、いろいろと一緒にやってきたということで、それなり中身承知してるんですけども、もう一つのこっちはコンブ、ワカメのほうについては、実はそんなによく分かんないんですけど何やってんだろかねっていう声もあったんですけども、それでも一緒にやってちゃんとやってるってことでよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 委託先が違いますので、それぞれ、そちらの会社については松田議員のおっしゃるところに相談に行ってるのかもしれませんが、違うほうは、必ずしもそこに行っていないということもございます。ただ両方とも、漁業に関する知見については、各社お持ちでございますので、別にその伊豆分譲に行かなくても、得られる情報というものはあるんだろうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） そう何です。どれぐらい専門の知見があるのかも私見えてこなかったところなんですけども、もう1回外部有識者のところに帰ってみると、プロジェクトとして外部有識者を入れて検討するのは当然ですが、3名のうち海洋大の地域コーディネーターが2名と偏りがあるのと、海藻の専門家がないのが気になりました。その関係かもしれませんが、海藻養殖の位置づけが曖昧ですね、（アワビ養殖がメインでは、養殖海藻はその餌は養殖海藻で町おこし）こちらはですね、国立研究開発法人水産研究教育機構水産大学の藻場生態系保全研究者の瀬村教授から、いただいたんですけども、その専門家、水産の専

門家の方々が携わっているとして、やっぱりその中で海藻の専門家っていう人は、いないよ
うなんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 1社につきましては販路として先ほど申し上げましたようにもモヅ
ク類であるとかトサカノリというのをやっております。これはもうこのもの自体を販売しよ
うという目的です。でワカメ、コンブはそのものを販売しようという目的ではございませ
ん。あくまでも、アワビの餌となる海藻ということで、またブルーカーボンにも寄与する
ということから、ワカメ、コンブを養殖できたらということでございますから、このもの自体
を販売しようとしておりませんので、そこの知見ではなくて本当にこれが育成できるか、生
育できないかがわかればある意味、良い程度だろうというふうにご理解をいただければと思
います。これについては、いろいろな所で、アワビの養殖はされておりますけれども、錠剤
で餌を与えている所もあれば、自生しているものをとってこられる所もあるし、またそうい
った養殖したものを餌にして行われている所もあると。ただ、錠剤を与えても、なかなか美
味しいものができる可能性もありませんので、なるべくであれば、地場で育成したものを与
えるほうがよからうということで、ただそうは言ってもワカメ、コンブもできないのに、ア
ワビの養殖は不可能だろうということでも、餌になるものができるかできないかの、確認
をさせていただく実証実験をしたというふうにとらえていただければと思います。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ご理解いただければというか、私はそのようにご理解しておりまし
たけれども、食用で販売もしました、なんていうことも書いてあるからぼやけちゃうみたい
な声が出ちゃうのかなとは思っております。で、そうですねだから餌ができなきゃしょうが
ないっていう話をなんですよ。餌ができなきゃしょうがないんだけど、コンブを餌にし
よう、コンブだったら養殖の知見は集まってるからコンブならうまくいくんじゃないか、西
伊豆の環境だとコンブってうまくいくかどうか分かんないよね、実は今回やったらうまくい
きましたっていう。話なのかもしれないんですけども、何にしろ、この報告書が、うまく
いきましたとしか書いてない。どんぐりの時期にどんぐりの大きさに育てるか、そうい
うのが全然見えてこない。お金使って税金使って委託した事業がこんなに、他所から検証で
きない状況っていうのが本当にこれでいいのかなっていうのは、私思うんですけどもね。
で、ブルーカーボンって言葉さっきから出てくるんですけども、ブルーカーボンっていう
話、これを、アワビとか、アワビに結びつけるからコンブ、ワカメって話になるんですけど

も、一つブルーカーボンだけっていうふうに切離してしまえば、ホンダワラとかそういう海藻でもよくなりますよね。無理して、そこにブルーカーボンとアワビをくっつけるぐらいだったら、取りあえずブルーカーボンだけできる話を進めてみるってのはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 松田議員は、ブルーカーボンだったらそうだよねっていう確かにそれはそうなのかもしれません。ホンダワラがアワビの餌になるかっていうとそこはちょっと分からないわけですよ。もともとの出発はアワビの養殖なんです。ブルーカーボンが出発だったら、その意見でいいと思います。だから、行っている最中に、違うところを出発点にしようとする訳がわからなくなりますんで、あくまでもアワビの養殖の餌として一番適しているは、これではないかということでワカメとコンブを、選んできたというものでございますから、まずその報告書の中身が曖昧だというふうにおっしゃるのは当然だと思います。年度末で終わっている報告書で、収穫が実際ゴールデンウィークやってるわけですから、報告書を作ったときには量は取れてないわけですよ。ですから先ほど課長が答弁したように、確かに臆測として、成功であるというふうな書き方をしているというふうには言っておりましたけれども、当然3月の時点で生育してるのが見えてるわけですよ。完全にはでき上がってませんけども、このときに失敗とは書けないわけですよ。でも、成功するだろうってのは分かってるわけですよ。水温もちょうどよくて、伸びてるわけですから、ですからそういう書き方をしていると、数字については収穫してませんから数字は書けません。ですから、書いてない、その報告書はいかんだろうと言っても、嘘は書けませんから、逆に書いてないほうが正確でよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 今の答弁だと、話ちょっと二つ分かれてたんで一つずつ考えると、だから、ブルーカーボンが出発点として考えるとそうなるけど、アワビの餌と考えるとそうはならないよ、そうなんですよね。じゃ、あえてここの答弁にブルーカーボンとしてっていうところ入れるからやっぱよく分かんない話になっちゃうんじゃないかなっていう気はしますね。あれ町長、分かんないんですか意味。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ブルーカーボンとしても寄与するというふうな書き方で答弁をしてるかと思います。ブルーカーボンが目的でワカメ、コンブを始めたわけではございませんけ

れども、これをやることによって、ブルーカーボンとして、地球環境にも寄与しますということですから、それは間違っているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ブルーカーボンとは寄り道みたいな話で、直の本題にはかかわらない、

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げますけど、ブルーカーボンについてはですね関連の質問ですから、多くを、質問することは控えてください。通告に載ってるわけではありませんので。

○1番（松田貴宏君） わかりました。はい、わかりました答弁に載ってたもんでね。それはいいとして、あとじゃ何言ってたんだっけなで、目的が、ていう話になるんですけど、今回の目的って、アワビを養殖することが目的ですよ。そのために餌をつくんなきゃいけないで、私がさっきから言ってるのは、そのために餌をつくらしたら、このワカメ、コンブっての餌として、余り作りやすくないよ、量確保しにくいよっていう話をしていて、町長としては、いやいやちゃんと、とれてるよ。うまくいってるんだよ、だから全く問題ないよっていう話にはなると思うんですね。だからこのまんま言っても、平行線にはなってしまう。ということで、あるんですけど。ただ、県漁連さんとか、下田の分場とか、いろんなところ行っても、いやいやこれ、難しいよね、っていう話なんですけども、そんな難しいよねっていう話を、いや、本当はうまくいってますよっていう以上は、うまくいったうまうまだけじゃなくって、もうちょっとみんなにわかりやすい、説得力のある資料がないと、何かやっぱり怪しいんじゃないかなって思われるのは仕方ないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はいそれは松田議員が収穫できてないということを根底に質問されるから訳が分からなくなるわけです。私たちは110何キロとれたという状況がわかっている話をしているわけですから、当然、アワビの餌としてなり得る海藻は養殖が可能だったと、ということですね、松田議員は、それは失敗だったという観点からこっちに言うんで、アワビの餌は結局獲得できなかったらという論点だから、話が合わないんです。ですから、獲得できることがわかったわけですから、それは普通に、真っすぐに進んでも問題ないと私たちは考えております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） では、来年、頑張って、町でアワビを作っていただけるということ
でよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですのでその件につきましては壇上で申しあげましたように、アワ
ビの養殖に関しては、餌は確保できましたが、違う部分で難航していると、壇上で答弁をさ
せていただきましたので、それが解消できなければ、当然その養殖ということは成立はいた
しません。仮に成立しないものを巨額の金額を突っ込んでいくことはできませんので、実際
それができるのかできないのかについては、今後も検証する必要があるというふうに考えて
おります。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） こういう感じになって、私の認識が正確にとらえてないという、町
長のお話ではございます。それでよろしいのかなって本当にこのまんまじゃ町、この方向で
進んでいっちゃうのかな、心配だけでも私が言っても、しょうがないもので、進めていけば
いいのかなとは思いますが、で、最後に、一言申し上げたいんですけども、産業を造るとい
うことは容易なことではないのです。取り組むとしたらもっと腰を据えて、事に当たって
いただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい腰を据えるためには、5年10年はかかるんだろうというふうに
考えております。1年や2年でぽつと結果が出るようなものがたくさんあるのであれば、各
市町さん、それをやられているというふうに思いますので、こういった養殖についても、腰
を据えてしっかり産業を造っていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 腰を据えてってことは町がやるということは、この補助金の事業と
してはあと何年、続きますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。国の地方創生推進交付金を使っておりますので、基本的には
3年でございます。ただ取組の状況によっては、企業版のふるさと納税をいただくことによ
って、5年に延長することが可能であるというような制度でございますので、最短には3年
で終わり、最長であれば5年で終わるということでございます。ただ、今実証実験を行って
いる状態で、3年で終わったとしても、何ていうんですかね、費用対効果がよくて、産業と

して成り立つ可能性が、これはありだということになるのであれば、その3年の事業が終わった後も、一般企業さんの事業として行っていただくという可能性はあるのではなかろうかというふうに思います。ですので、可能性を探るための今3年だと私たちは捉えておまして、できるか、できないかわからないのにいきなり施設を建てて、何をするということはできませんから、それを今実証実験をしているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 可能性を探るということは分かるんですけども、どうも前提条件として、水槽や生簀だ何だ始める前に、もうちょっと、資料とかを検証して、方向性を見定めたほうがいいのかなど思ったんですけども、ただ、町長このままコンブ、ワカメは西伊豆で生育するという話でしたので、そこまで言っても、話は平行線になりますわな。何が、何を聞きたい、私は、これ、この報告書だけじゃどうしようもならないんだなって言うのは思っていて、ただうまくはいかないとは思っております。ただ町長うまくいったと言っています。うまくいったという、数字は出ていない。でもそれは、今の段階では出てない。それで信じているというのはなかなか無理があるなど。そういう話をさっきからしておるわけです。これにて終わりにします。

○議長（山田厚司君） 1番松田貴宏君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

◇ 2番 浅賀 元希 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告2番。浅賀元希君。

2番、浅賀元希君。

〔2番 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） 2番議員の浅賀でございます。ただいま議長のお許しが出ましたので、まずは壇上から一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、相続土地国庫帰属制度についてと、安全、安心なまちづくりについての2件であります。

件名1、相続土地国庫帰属制度について。

(1) 相続土地国庫帰属法と空き家解体助成金との関連について。国では、2021年4月に相続土地国庫帰属法が成立し、2023年4月27日から制度が施行される予定となっています。この制度の背景には、国内において、土地利用のニーズの低下により土地を手放したいと思っている人が増えてきていることや、相続や遺贈により、望まないにも関わらず、取得した土地に対して相続者の負担感の高まりや、十分な管理がされてないという現状があります。その結果として、所有者不明の土地の増加、また、管理コストを国へ転嫁することや、土地の管理をおろそかにするなどのモラルハザードが発生する恐れがあります。そのため、国では、法務大臣の承認を受け、10年分の土地管理費の負担金を納付することで、土地を国庫に帰属できるという法律を制定いたしました。一方、町では今年度、空き家解体助成事業を実施しており、この事業と今回の相続土地国庫帰属法と関連する部分があります。以上を踏まえて質問をいたします。

①空き家解体助成事業の実施に当たり、実施したPR方法は。

②土地を国庫へ帰属する為の条件の一つとして、建物が無いということがあります。町では空き家解体助成を行っていますが、より一層、空き家解体促進を図るために、相続土地帰属法と同調し、実施することが効果的だと思いますが、町の考え方は。

③アスベスト処理の法律改正に伴う空き家解体助成金の増額に対する考え方について。

④国では帰属申請のあった土地について随時地方公共団体に情報提供を行い、地方公共団体から要望があれば、寄付も可能とのことでした。町の寄付土地に対する考え方は。

件名2、安全安心な町づくりについて。安全安心な町づくりに対しては、これまでの一般質問におきましても、質問してまいりました。依然として、住民の方々におきましては、異常気象がもたらす大雨による災害や、年々大型化する台風による災害、長年にわたり叫ばれ続けています、東海地震、東南海地震による予想される甚大な災害、また、熱海盛土崩落事故以来、非常に土砂災害に対する懸念が高まり、多くの住民の方が災害に対して心配を抱いております。一方、安心して暮らすということについては、生活環境の整備を行っていく必要があると思います。西伊豆町民の方々が安全で安心して暮らせることが出来ない限り、移住を考える方々が当町を選択しようという気にはなれず、益々少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがきかなくなると思います。そういった意味でも、行政の政策課題として、

安全安心な町づくりは必要不可欠であると思います。そんな中、町では様々な対策を立て実施してきたことは承知しておりますが、更なる対策が必要との思いから質問いたします。

(1) 安全対策について。

①津波避難タワーについては、津波浸水域内において200メートル圏内に高台等、津波に対する避難場所がないところに設置するという考えのもと、多額の建設費用を投じて建設していますが、町が指定している高台、特に裏山に関しての安全性の確保については、どのように考えていますか。

②それぞれの地区の裏山におきましては、雑木が大きくなり過ぎたり、鹿や猪などが、土地を掘り起こし根っこの露出が見られます。そのため、倒木を含め土砂災害を心配してる声がありますが、町での状況把握と対策について伺います。

③田子の月之浦川では、個人の家の中の川を木材などで蓋をしている場所がありますが、中には老朽化が進み、腐食のため穴が開いているところや、木材が浮いているところもあり、転倒や落下の懸念と共に道路の狭隘による緊急車両等の通行障害の懸念もあります。このような状況に対する町の考え方について伺います。

(2) 安心な町づくりについて。

①田んぼや畑などに生い茂る雑草については、町内放送での呼び掛けや、所有者に対し雑草処理依頼通知を送付していますが、最近目や耳にするのは、住宅地にある空き家・空き地に草が生い茂り、近隣の方の生活環境の悪化を招いているとのこと。そのような状況に対する町の考え方について伺います。

②高齢者の方から買物等での移動手段について不便を訴える声が多数出ております。日常生活の上で買物が出来ない状態は、大変不安であると思います。高齢化率県内トップである当町では、高齢者対策が大変重要なことだと思っておりますが、町の考え方について伺います。

③毎年、各地区では側溝清掃やクリーン作戦など衛生作業を実施していますが、しかしながら、どこの地区でも高齢化が進み、参加できる人数が減少しているため、参加者の負担感が増加し、近い将来継続が出来なくなる可能性があります。地域で作業が出来なくなると景観を損なうばかりか、衛生的に問題が出てくることが予想されます。町として対策を考える必要があると思いますが、今後どのようにしていくのかお伺いします。

④当町では、学校施設、広域焼却場施設、斎場施設など大型施設建設問題があります。そのため将来の財政状況を心配する声がありますが、財政運営について町の考え方を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは浅賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の相続土地国庫帰属制度についての（1）の①につきましては、商工会が町内回覧を使って、空き家解体事業の内容を周知しております。また、商工会から要望もあるため、来年度も引き続き解体助成金の予算を計上し、対応していきたいと考えておるところでございます。

次に②につきましては、空き家が有っては仮に帰属出来ないとするならば、帰属させたいという方は実費でも解体をし、国にお願いするでしょうから、帰属させるための土地に対して町が税金を投入するという事は本末転倒になると思います。

次に③につきましては、建築物を解体または改修する際のアスベストの処理について、令和2年度以降順次規制が強化されているところでございますが、これらはアスベストが飛散することによる障害予防の観点から行われているもので、事務の所管は県でございます。町は一般住宅の所有者と同じ立場であり、公共建築物の管理者としてこの制度を認識しているところでございます。工事前の調査等、改正前に比べ増額となるであろう費用につきましては、県の補助ができれば町も補助の上乗せを検討したいというふうに考えております。

次に④につきましては、町が施策を行うにおいて有効な土地と認められる場合は寄付を受けることもあり、あるかもしれません。しかし、管理を行うにおいて今後税金を投入しなければならぬことが予想されるや、災害の温床になりえる土地などで、今後損害賠償を求められることなども想定されますので、寄付というものは極力受けるべきではないと考えております。

大きな2、安全安心なまちづくりにつきましてはの（1）①につきましては、安全対策を講じることに関しては議員の仰るとおりであり、町としては他の市町に比べ対策は充実させてきたと思っております。しかし、民家の裏山に関しましては、所有者が当然いらっしゃるわけですので、適切に管理をしていただく事になるかと思っております。そうは言っても、独自での取り組みが難しい案件につきましては、県の支援を頂きまして急傾斜対策事業を行っており、今年度や来年度におきましては、大田子地区の向山にて事業を行っておるところでございます。しかし、この事業におきましても、民地での事業でございますので、地主さんの許可が得られなければ事業を行うことは出来ません。また、当然のことながら

ら受益者負担というものが生じてまいりますので、近隣の住民の方たちの御協力が無くては出来ないものでございます。

次に②につきましては、町が通報があった場合には現地で状況把握をしております。獣害につきましては、町が委託をしております鳥獣害対策実施隊が随時出没箇所の確認をしておりますので、産業建設課かお近くにお住まいの猟友会員に御相談をいただければと思います。また、災害が懸念される山林においては、工事を行う場合の選択肢は、県施行の急傾斜事業又は治山事業になりますが、申請要件の厳しさや受益者負担が生じる可能性があるなど、簡単なことではございません。

次に③につきましては、以前、芹澤議員の質問にお答えをしたとおりでございます。

次に（２）の安心なまちづくりについての①につきましては、所有者の方が適切に管理をして頂くように声掛けをさせて頂きたいと思っております。

次に②につきましては、移動手段や買物支援などにおきましては、社協さんの方で実証実験などを行って下さることになっておりますので、その結果を踏まえて町として支援できるものに関しては支援をしていきたいというふうに思います。

③につきましては、町としてもそういった担い手がないという事は由々しき事態でございますので、なるべくその担い手になっていただける若い方の移住定住がかなう環境を作りたいと思っております。学校建設などの子育て施設の整備などもその一環でございます。子供・若者が住みにくい環境で、子供・若者の数が少なくなりますと、地域でのそうした活動も出来なくなるであるとか、先日の子供議会でも子供議員から指摘が出ているように、「さるっこ」などの伝統文化も消え失せてしまいます。高齢者に優しい町にするためには、まずは子供や若者が住みやすい環境整備は必須の課題でございますので、御理解御協力のほどお願い申し上げます。

次に④につきましては、町としては、財政シミュレーションを行っており、通告書にあります学校・広域焼却場施設などや斎場建設など、必要な事業を行ったとしても、住民に負担を強いるという事にはならないと考えておりますが、この通告書には、たくさんの本来個人が行うべきことも、町で何とかして欲しいという質問で書かれております。そういった事案を行った場合には、支出が増えてまいりますので財政が足りなくなるということも当然出てくるかもしれません。個人がやらなければならないこと・民間企業がすべきこと・公共として行わなければならない事をしっかり分けて考えることも大切で、何でも町でという事で

あるならば、お金はいくらあっても足りません。それこそ財政を考えて責任を持った質問をされるのであれば、財源を同時に提示していただきたいと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは、再質問をさせていただきます。まず1点目のですね、空き家解体助成金の事業について商工会のほうで実施しておりますけども、商工会が実施している、PRのことなんですけども、これは商工会の事業ですので、基本的には、町内在住の方、しか、その制度があるっていうことを認識できていないのではないかという懸念があります。そういったところでですね、今後、そういった啓発活動を図るためには、所有者、町外在住の所有者の方等にですね、DM等を発送したらどうかなと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、窓口税務課では、固定資産税の納税通知書が、当初の発布、4月中旬にあります、その中で、空き家解体事業補助金についてと、先ほど話がありました国庫帰属法のお知らせを入れる方向で今検討をしております。以上です。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。了解いたしました。続いてですね、国庫帰属法に関してですけども、私もこの質問を考えるときにはですね、確かにその国庫に帰属すると、固定資産税が減少するなっていうことは頭によぎりました。ただですね、やはり、空き家をそのまま放置しておくことは、住民にとってよろしくないわけでありますので、固定資産税が入らない部分は、事業費として町が支出する考えもあるのかなっていうふうな、考えを持ちましたので、この辺を、提案をいたしましたけども、町としてですね、更にその、空き家解体の促進を図る、対策を何か、別に考えているものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい今年度商工会さんからの要望もございましたので解体の助成はつけております。壇上でも申し上げましたように、来年度につきましても引き続き、解体の助成の要望が既に出ているところがございます。また、今現在の申請件数につきましては、問合せが16件、施工が10件、施工中が2件ということで、これからまたまたそういった問合せが増えるのではなからうかというようなこともございますので、そういったものを商工会さんを通じてPRすることによって、空き家の解体、この空き家といってもですね、もうな

るべくであれば朽ちたものを行っていただいて、使えるものはいろんな方に貸すなど、リフォームをして使っていただければと思います。老朽化したものについては解体は進むんではなかろうかというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 続きましては、アスベストのですね、関係についてお伺いいたします。アスベスト対策には、調査という観点と、実際の除去という観点がありまして、県のホームページを見てみますと、その調査に関しては、西伊豆町は、制度施設のですね、設置市町になっておりましたけども、この辺は間違いないのか。それと、設置してあるのであれば、お知らせはどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） アスベストについては、平成17年ぐらいですかね。健康被害があるということが問題になりまして、平成18年から製造が禁止された。この頃ですね、大規模建築物、いわゆる耐火性能を求められているような、人が多く集まる建築物については、吹付けのアスベストがあると。それが老朽化することによって、飛散する恐れがあるということで、建築物の調査を行いました。その後、もう少し面積要件を低くして2回目の調査を行ったわけですが、調査がなかなか進まないということで、この調査の費用を補助するという、補助金が創設されたということでございます。このご質問に上がってるのは、一般住宅の解体の話だと思うんですが、この一般住宅については、今申しあげました吹付けアスベストというものは、基本的に該当しませんので、こちらの補助金には適用にならないということでございます。なおこの補助金の適用になる、事業所の建物についてはですね、それぞれ、県を通じて、広報、それから指導のほうは行っているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 続きましてその除去についての補助金について、お伺いいたします。国の方ではですね、除去についての補助金がありますけども、この補助金を使うためには、地方自治体の方で、制度をですね、既に実施設置しているところが対象になるということでありますけども、そういった意味でですね、先ほど、県の事業でありますので、県の動向を見てというお話もありましたけども、町単独としてですね、設置するという考えはお持ちにならないでしょうか。いかがですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 交付金のほうで除去の補助制度がありますが、先ほど申したとおり、吹付アスベストに対する補助増でございますので、こちらは対象がもしあるよということが判明したならばですね、その方が、除去したいという申出があれば、補助の創設のほうはさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） アスベストについてはですね3種類の種類があるっていうことで、基本的に、今の補助金の質問については、一般民家には該当しないということなんですけども、仮にですね、一般民家が解体するための促進として、アスベスト、一般民家が対象になるようなアスベストの除去についてのですね、新たなその助成等について、町として考える予定はありませんか。いかがですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 一般住宅には、もしアスベストがあるとすればですね、天井の板とか、屋根のスレートの板とか、そういった固形物になります。国県のほうが補助制度を創設するというのであれば、町のほうも、町長答弁のとおり、検討したいと、いうふうに思います。はい。以上です。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それで補助金は終わりました、次にですね、空き家解体の促進を図る意味でちょっと質問させていただきたいんですけども、特定空き家の認定等についてはですね、空き家解体対策計画を立てればですね、様々な支援っていうか、例えば一つはですね固定資産税、特定空き家については固定資産税の住宅用地特例除外ですとか、行政代執行の回収不能に対する補助金、で個人の方ですと、所有者個人が売買したときにはですね、税務上の特典があるということなどがあります。この計画書は全国的に見てみますと、既に設置しているところが、市町が80%、なおかつですね、今後予定しているところが13%あり、予定なしが7%という状況にあります。西伊豆町としてはこの策定計画についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 当町においても、今年度策定する予定で、現在作業を進めているところでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、わかりました。続きまして④のところのですね、寄附に関しての、町長の先ほどの壇上での答弁、あの通りでは私もあると思います。ただですね、極力その、畑や田んぼ等、農業政策を踏まえて、できるだけ有利な土地が出てきて、活用していただければいいな、いいのかなという感想は持ちました。続きまして安全対策についてということでお伺いいたします。この関係で私も町が指定しております、津波避難場所、何箇所か見ておりました。その中の事例として挙げさせていただきますけども、まず、田子地区のですね、旧静岡銀行の裏山に指定されてる場所があります。そこを見てきましたら、階段幅はおおむね90センチぐらいなんですけども、そのところが、急傾斜地の工事をしておりまして、アンカーボルトがですね、階段のほうに突き出てる箇所が、何箇所かありました。それから、それを上っていくと、踊り場付近にはですね、アロエが自生しておりまして、その階段、踊り場付近はもう半分以上がアロエが占めている状態であります。階段に行くまでもですね、通路がありまして、そこも真ん中に排水工が通っておりまして、そこについては、薄い鉄板が引かれておりますけども、そこは穴があいております。そういった状況でですね、平時のときに、自分独りでそこを登る分には問題ありませんけども、いざ有事のときに緊急事態にですね、そういったところで集団で押しかけたときには、やはり、それにつまずくですとかして、やっぱり将棋倒しとかになって、やっぱり安全な避難というのは、できない状況にあるんじゃないかなとは一点そこは感じました。それと、今度は合の浦地区の関係なんですけども、そこについては、多胡神社が、避難場所になっておりますけども、海岸付近の方が、そこへ行くまでには、民家と裏山の間の道を通って行かなければなりませんけれども、その山が、ちょっと見上げるとですね、すぐに老木っていうか、覆わってきます。いざ、揺れがあったときにはですね、木が倒れてきてその道は使えなくなるんじゃないかな。っていうふうな感想も持ちましたし、そちらの住民の方も、あそこはもう、いざってなったら、そこは通れないよというお話を伺いました。それからもう1点、私の地元のことでお話をさせていただきたいんですけども、弁天さんというところであります。そこも町の避難場所に指定されております。そこにつきましても、やはり上ったところ、落ち葉ですとか、それから、木の倒木までいきませんが、破片があったり、それから小さな木で階段が覆われてる状況になっております。やはり、これも上ることは大変だなと思っておりますし、4日の日に津波避難訓練がありましたけども、そのときにおきましても、地元の方ではですね、あそこはとつてもいざというときは上れないから、もうみんなでクリスタルパークへってということで、実施しております。そういったことですね、先ほど町長は、ほかの町と

比べても、ある程度管理はやってるっていう答弁がありましたけども、私はそういった状況を踏まえるとですね、まだまだやることはたくさんあるんじゃないかなっていう、感想を持った上で、こういった安全管理について、町がどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 質問者、これは避難場所ってことですか。

○2番（浅賀元希君） 避難場所ですね、

○議長（山田厚司君） 通告は、裏山に関してっていうことが主だったんですけども、もしそういうことであれば。

○2番（浅賀元希君） 避難場所の安全管理について、津波避難場所の安全管理①で、

○議長（山田厚司君） 答弁よろしいですか。

はい、町長。

○町長（星野淨晋君） 町としてですねそういった場所の管理が全て行われれば、よろしいかというふうには思いますけども、先ほど壇上で答弁をさせていただきましたように、民家の裏山に関しては所有者は当然いらっしゃるわけでございますので適切に管理をしていただくことになろうかというふうに思いますというふうに答弁をさせていただきました。田子の合の浦のこともおっしゃられて、私も状況わかっておりますけども、あその土地は多分神社さんがお持ちではなかろうかというふうに思いますので、神社の土地のものを、町のほうで、何か行うということはなかなか難しいと。いうふうにも思いますし、ほかの避難路についても、極力できることについては、なるべく町のほうでも見回ってやるようにはしておりますが、全てのものを町でということになりますと、当然費用もかかってまいります。ですから、ある程度地域の方で行っていただけるものに関しては、地区のほうで行っていただきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今町長のおっしゃるとおりだと私も思います。ただですね、個人の方がやってない状況をそのまま放置しておくとはですね、困るのはやはり住民の方だと思います。それと、私は何でもかんでも町がやれって言うんじゃないくて、避難場所についてはですね、やはりその地区の方とですね、情報共有をしながらですね、どういうふうにしていくのかっていうその対策を練ることが必要だと思っております。いずれにしても最終的には住民の方を守るためにですね、どのような事をしていったらいいかっていうことを、やはり、考えていく必要があると思っておりますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ある意味ですね津波の被害から免れるということを一点で考えますと、浸水区域にお住まいにならないということが、一番結果的にはよかろうというふうに思っています。そういうこともありますので、学校の建設につきましては、浸水区域からなるべく外れるようにということで、今までも計画してきたわけでございます。ただそうは言っても、今までお住まいの場所が、どうしても浸水区域で、これから引っ越しや移転などはできないという方については、そこに住み続けなければいけないわけでございますけれども、当然山の老木が倒れるという危険性もさることながら、日本家屋は、瓦屋根でございますので、では、各個人の瓦屋根をどうするのかという問題にも当然なってくるかと思えます。ですのでできることについては、なるべく個人の方で行っていただきまして、どうしても手が足りないであるとか、もうこれは本当に危険だということが分かるものであれば、町のほうでは、対策は取らせていただこうかというふうには考えておりますけれども、何でもかんでも、ここは避難道だ、何とかという理由で、町でやれということになりますと、本当先ほどから申し上げたように、お金は幾らでも足りないという状況に、なろうかというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 確かに、町長におっしゃるとおりです。ただ繰り返しになりますけれども、やっぱりそういった対策を練るためにはですね、地域の方の意見を聞きながら、今後対策をしていくことが大切だと思いますので、ぜひ住民、防災会議等もあると思いますので、そういった意見交換をして今後どういうふうにしていくかという対策をとっていただきたいと思いますというのが、この質問の趣旨であります。続きまして津波の避難タワーに関しての質問に移らせていただきます。先日ですね、ソウルのほうで雑踏事故というのがありました。そのニュースを見たときにですね、私はどういうわけかその津波避難タワーの避難状況についてちょっと脳裏に浮かんだものですから質問させていただきます。あの場合ニュースによりますと1平米当たりですね、15、6人の密になったということで、津波避難タワーについては1平米当たり2人程度の換算しておりますけれども、そういった数字的にはですね、大きな違いがありますので、問題ないのかなという懸念もありますけれども、ただ、長時間にわたってですね、そのような状況が生まれた場合にどうなるのかなということで、以前も、その実証実験をしていただきたいていということで、そのときにはですね、コロナがありまして、そういった訓練ができませんよってということだったんですけども、仮の話です

ね、職員の皆様に協力をいただいておりますね、そういったことの実証実験をすることが必要ではないのかなと思いますけども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その実証実験は何を指して実証実験をしろというふうにおっしゃってるのかちょっとよくわからないんですが、1平米当たり、2名ということで私たちは津波避難タワーであるとか複合施設を建設しようということで、現在行っております。相当足の長い方ではない限り、お座りになっても、1メートルあれば足は延ばせる。相当大きな方であれば、隣り合わせでも、1平米の中にお座りになっても、可能ではないかなというふうに町のほうとしては考えておりますので、あくまでも立って、2人ということではなくて、座っても2名は、1平米当たり、収容することができるのではなかろうかと、いうふうに考えておりますので、その辺はどうして実証実験をということなのか、本当に人数を、300何人すし詰めにしたらどうなるかということをやらずとも、図面の中でそのぐらいの把握ができるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私はですね、今町長のおっしゃるのは、机上の話ですよ、実証実験するのは、別にその、全ての300人集めるんじゃなくて、仮に10平米を確保して、その中で、該当する人数を集めた中で、今おっしゃったとおり、本当に座れるのか、本当に足を投げ出すことができるのか。また、その囲われた中で、子どもがいた場合には、どのような状況になるのかっていうことを、やっぱり目で体験することが必要ではないのかなということ質問させていただいておりますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、1平米に、普通にお座りになって2名の方が足を延ばすことは可能ではないですかこれが机上では駄目なんでしょうか。10平米っていうのも、多分それは机上と言われれば机上になってしまうんじゃないかと。私たちはその1平米の中に、2人がお座りになっても座られるんじゃないかというふうに考えておるわけですから、これが1平米が10平米になろうが、100平米なのが、事象は変わらないというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。平行線になりますのでやめますけども、私はだから、本当にこれで間違いはないっていうか、確かにそうだなっていう確信を得ていただきたいという趣旨のもとで質問しました。続いてですね、その中に、例えばベンチを

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げます。

津波避難タワーについては、通告外につながりそうですんで、その辺で止めておいてください。次の質問に移ってください。

○2番（浅賀元希君） どうしてですかその安全管理ということで僕は質問してるんですけども、

○議長（山田厚司君） いや裏山に行く、特に裏山に関しての安全確保っていうことで、

○2番（浅賀元希君） 津波避難場所の安全管理です。避難タワーは津波避難場所として捉えませんか、議長。

○議長（山田厚司君） 津波避難タワーについてのことに細かく、答弁を求めるのであれば、津波避難タワーについての質問をするということを通告してもらいたいと思ってます。

○2番（浅賀元希君） その津波避難タワーは津波避難場所に該当しないんですか。

○議長（山田厚司君） 津波避難タワーについての安全対策っていうふうなことは、ここに通告はないというふうには、答弁出来ますか。

○2番（浅賀元希君） まだ今質問途中で質問してないです。

○議長（山田厚司君） これを最後にしてください。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。今津波避難タワーにですね、ベンチを置いたらどうかっていう提案の質問なんですけども、というのはですね、先ほどもちょっと言ったんですけども、大人の中にですね子どもが入った場合に、その囲われた状況がどのようになるのか、また高齢者の方ですね、立ちっ放しで行けない人が、そのベンチ等があればそのベンチに腰掛けるとか、子どもですね、背の低い子は、その上に立たせることが、パニックを防げるようなことになりはしないかということで、これも含めた中で先ほどの実証実験をした中でそういった設置は考えられませんかという質問なんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ベンチの設置は考えられます。ただ議員は今立ってる状態を前提にされてますけど私先ほど申し上げましたように、1平米の中2名の方が足を伸ばしてお座りになっても、1平米2名収まりますので、座れるという状況で考えておりますから、立ちは

無理ですよ、座れるベンチを。というふうに言われても、ちょっとそこは、質問が厳しいのかなというふうに受け取らざるを得ません。また座る、腰掛けることは可能なスペースがございます。収納ボックスもございますので、そういったイス的なものでなければお座りになれないということで、あるのであれば、そういったものを活用していただくということは可能かなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 少し平行線になりますのでこの辺で津波避難タワー、避難場所についてはやめておきます。続きまして裏山対策についてですね、先ほど町長の答弁の中には、治山事業ですとか、急傾斜地事業、県を踏まえてと大がかりな話なんですけども、これも、先ほど町長、これもあった話なんですけども、私はもう少しこう身近な、やはり枝の伐採ですとか、そういったことの対策をですね、これは基本的にはその所有者がやるのは当たり前なんですけども、そういったことも、やはり町としても、その対策の検討をできないかというのを質問したいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 個人的にはしてあげたいと思います。ただ、1件の方をやりますと、うちのもやってくれと当然なります。それをやり始めますと先ほども壇上で申し上げましたように、お金は幾らあっても足りません。議員も最後の質問に財政の問題を取上げておられます。ですから、やりたいんですけれども、それはできないわけです。なのでそこはそういうふうにご理解をいただくしかないのかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 質問の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは、次の質問を田子のですね、月之浦川の川蓋の件に関して質問させていただきます。以前芹澤議員が質問したその時の町長の説明ですと、当時は、補助金もあったんだけど、今はその補助金がなくなり、単費として3億から4億かかるって

う話と、それから工期については、3年ぐらい通行止めになるってお話がありました。それは承知の上なんですけども、ただですね、そのあとの町長のお話として、やらないと言っているわけではないわけですよ、やりたいんですけども現実が許さないの、皆さんそれをご承知していただければというふうに聞いておりますとか、町長説明責任が足りないとか、やる気がないのかというふうに、私に責められても私は、今できることを努力しておりますけども、ハードルがとても高いんですよ。というお話をしておりますけど、これを聞いたときに町長が、実際にやるのかやらないのかってことも、僕自身も、どっちの判断なのかなってのは、わからなかった部分があります。これについてはですね、明日芹澤議員が質問しますので、私はですね、今日質問したいのは、そんな中でも占用許可を得てですね、各個人の方が、家の前を木などの蓋をしてやってるんですけども、それも管理の面になるんですけども、やはり老朽化が進んで、穴があいたりですね、板が浮いたりして、実際に子どもさんが怪我をされたりというお話を聞いております。そのような状況でありますので、町としても、その辺の管理ですとか、状況把握をどのようにしていきますかっていうことをお伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町のほうとして議員もおっしゃるように占用許可を出しております。現状危ない箇所が身請けられるということは私も把握はしておりますが、しっかりと管理をしろということになりますと、穴があいたりだとか危ないところについては占用許可を取下げさせていただいて、撤去しなさいというような申し上げを、私たちは、せざるを得ないのかなというふうには思います。ただそうは言いますが、あれを設置するにもお金もかかるお話でございますので、あまり私たちのほうから強く、占用許可の取消しということは申し上げることはできないので、現状の状態で、うまく地域の方がご利用いただければよろしいのかなということで、ある意味、目をつむってる部分もあるということでご理解をいただければと思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私はまず第1は、やはり住民の安全ということを考えればですね、そのまま目をつむるのじゃなくて、やっぱり指導した中でですね、対策を考えるべきだとは思いますが、仮にその管理の悪いところは、やはり最悪そのペナルティーとなるかもしれませんが、その占用許可をですね、とり外すことも事前の通告として、そういった意味で管理をしていただくことがベストじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 住民の方が困らないのであれば私はそれでもいいのかもしれませんが、やはりそこは安全じゃないとは言いつつも、それでも使えるから使わせてくれというように当然あるかと思えます。安全管理だけの問題を言うのであれば、占用許可を出さないということが一番安全管理はできるのかなというふうに思いますが、その辺は、地域の方のお話も聞かなければなりませんので、今後地区のほうに、議会のほうから、そういったものに関しては、撤去も含めて、そういった適切な管理について、質問があったという旨はお伝えさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これも平行線になりますので、私の考え方としては、まず安全第1を考えてやるべきだという考えだけは申し上げておきます。それとですね、今度は雑草の関係になりますけども、これでもですね、やはり田んぼや畑について問題がありましたけども、やはり今ここのところを耳にするのはですね、宅地っていうか、住まい、実際に住んでるところ周りの空き家だとか、空き地についての雑草が生い茂っているという状況があります。これについてですね、以前、クマの関係で堤和夫議員がですね、やはりクマ対策としての民地の果樹等をほっておくと、そこに寄ってくるっていう話の中で、そのときのこれも、町長の答弁になりますけども、全てその町でやることは、個人のものに対してはできないっていう、答弁がありました。そのときにも私も、確かにそれはそうだなっていう、ことを感じました。ただ、今現在ですね、これも今までの質問の中の繰り返しになりますけども、そのままそういった状況を放置することがですね、やはり住みやすいまちづくりとして、到底許容できないと思っております。そんな中で町がですね先ほど来から町長そのお金がかかるっていうお話、これも重々よくわかった上で、難しい話の上っていうことは承知の上での質問なんですけども、やはりこれもやはり地域の方とですね、それぞれの知恵を出し合って、やっていくべき必要があるなというふうな思いがありますけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは町のほうでしてあげれば当然、皆さんがお喜びになるということは、町としても重々承知をしております。その費用は誰が持つのか、住民に税金をかけるのか。そういうことまで考えなければいけません。当然それはそれで、今住んでいない人の物件に対して、今住んでる人たちが負担を強いられるということは、これが本当によ

ろしいのかということも考えなければいけませんので、1件やり始めますと切りがなくなってしまうから、やってあげたいですけども、できないという現状があるということだけはご理解いただければと思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これも繰り返になりますけども、本当に難しい問題だということも私も承知しております。ただ先ほど側溝ですとか、クリーン作戦など、だんだんできなくなるっていうお話の中で、やはり移住定住についての答弁がありましたけども、これ以前、教育委員会の文教施設の委員会の中でですね、移住していただける方々は、学校施設だとか病院だとか、立っていることが必要になるというお話がありました。ただ私はですね、住民の方が本当にこう住みよい町だになっていうことを感じられない限り、そういった意味で移住者が増えるということには到底想定できません。そんな中で、やはり、もうこれも本当に、繰り返すになっちゃいますけども、知恵を出し合っただけでですね、どのようにして、よい町にしていこうかということ、真剣に考えていく必要があると思いますけども、その辺、何か、例えば対策の会議だとかっていうことを立ち上げるとかっていうことで、そういった対策を立てる考えは町としてはありませんか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それらを解決するための対策会議ということをしていくことは今現在は考えておりません。ただ地区のほうで、いろいろなクリーン作戦であるとかそういったものができなくなると、また、できなくなりつつあるという声が以前から伺っておいりましたので、何とか町のほうで対処できるものについてはやらせていただくということで、私になりましてから平成30年ですけれども、作業員を2名から5名体制に変えております。この財源につきましては町のほうでも知恵を使いまして、債券運用することによってその収益を充て込むということで行っております。ただ知恵を使っておりますが、その債券運用についても、当初、導入したときには、反対意見等も多くございましたので、私たちは、いろんなことを含めて検討してできることについては対策は行っております。ただそれでも全部はできませんということで、今まで答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私も個人なりに考えた対策の中にですね、今町長のおっしゃったその、産建の労務班の方、その方の活用は、大変素晴らしいことだなと思いますので、そういった意味でも、ぜひ、活用、今後ますます活用していただきたいなというのは、考えの中に

はあります。続きまして高齢者の買物支援についての質問なんですけども、今、社協のほうですね、実証実験をしていることは承知しております。そんな中で、一つの自分なりに考えたのはですね、仮にそのはんばた市場のほうで、移動販売ができないのかなっていうことを、支援の一つとしてですね、できないのかなということ考えたんですけども、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今現在お買物について移動して販売なさっている業者さんが3軒ございます。ここにはんばた市場が加わりますと、民業圧迫につながりますので、現時点では町のほうではそういったものは考えておりません。またはんばた市場は、組合さんが運営をされておりますので、一応そういった声があるということだけはお伝えをさせていただこうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私もですね、今すぐその民間の方がやってくれればいいんですけども、これも今まで民間の方がかなりやられて、実際やめられて軒数が減ってるものですから、この先ですね、いつまで続くのかなという懸念がありますので、将来的にですね、はんばたのほうでも考えていただければなということで質問させていただきます。それから、そのはんばたがやる場合にはですね、やはり福祉という面を絡めてですね、やはり、単にですね、移動販売だけでやってもこれも利益にはつながらないと思いますけども、ただはんばたとしての一つの目的の中にはですね、ただ物を売るっていうことだけじゃなくてですね、その地域の食材を活用した惣菜等を使った中で地産地消という目的とですね、あとは、これも、社会福祉協議会等を絡めて、買物代行等を行って、その届けではその移動販売の中で、届けていくような形で、福祉の事務委託っていうか、委託事業として、将来的に考えたらどうかっていうことの質問ですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 浅賀議員がおっしゃるようになりますね、地場のものを地元の方たちに多く利用していただくことという観点からすればはんばた市場ご利用いただくのは大変ありがたいなというふうには思いますが、地場の販売と福祉をごちゃまぜにしますと、余計話が混乱しますので、福祉については、今社協さんをお願いしている、今実証実験の段階ですけども、そういった買物支援のほうで対応させていただければというふうに思います。その買物支援の対象の中で、もしかしたら、お買物を担当された方がはんばた市場で商品を買って

ただくこともあり得るのかなというふうに思いますが、はんばた市場が出張って移動販売をするということは、今現在は考えておりません。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私もですね、先ほど言いましたけども、今すぐやれってということじゃなくてですね、やはり将来的にその移動販売がなくなった場合にはですね、福祉のほうと絡めると、ごちゃごちゃするっていう話だったんですけども、やはり一つの問題に対しては、一つのことで解決できるってことはなかなかないと思います。そういった意味で、いろんなこう、総合的にいろんな観点から、支援策を考えていく中で、一つとしてそのはんば等の移動販売も考えたらどうかっていうことの、投げかけとして捉えていただければ結構であります。それとですね、衛生管理、次の質問なんですけども、衛生管理について、これも先ほど来から、質問しておりますので、この辺についてもですね、やはり労務班等を日頃、活用してですね、常にその管理していくっていうことをお伺いしましたので、これは割愛させていただきます。続きまして将来財政についてでありますけども、先ほど来からと、町長の話の中で、全てお金がかかるっていうことで大変なことになるっていうことがあります。ただ、壇上の答弁ではですね財政シミュレーションでも、大丈夫だっていうことと、それから、個人のやるべきもの、町としてやるべきものをすみ分けしていくっていう、これはよくわかります。その上での質問なんですけども、やはり通常ですね、町の事業についても、やはりその費用対効果ですとか、見極めた中で、優先順位をつけて、事業を実施していくべきではないのかなというのが私の考えですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 優先順位につきましては、予算査定を行うときに常日頃行っております。そのほかに、事業を行う上では、国県の補助金があるかないか。またしっかりと、いただけるものはいただくようにということで、職員にも目を光らせるようにも、常々言っておりますので、そういったものを踏まえて、予算は執行されていると、私たちは考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、わかりました。そういったことでぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。それからですね、今度その財源的な問題でありますけども、以前町のほうからですね、基金運用についてのお話がありました。これについて私は基本的に賛成であります。やはりですね、リスク管理っていうのは当然、計っていただかなきゃならないと

思いますけども、先ほど来から、やはり金のかかるお話がたくさんあります。そういった意味でその運用について、ぜひその運用益を住民サービスということにですね、財源として充てていただくようにしていただければどうかなと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましては町としてはそういった観点からここ何年かずつと行っております。過去、改選する前の議員の方からも、増額をしてはというようなお話がございますので、そのときには議会の中でお話をしてくださいますということでもこちらもお願いをいたしました。その後その件についてのお答えはございませんでした。改選してから、皆さまにも全協の時に話をさせていただいたかと思いますが、以前は基金の額が約60億ぐらいでございましたので、その10%ぐらいということで、6億の運用ということで、皆さまからご理解をいただきましたが、この前の全協の時には、10億ぐらい運用させていただいて、何とかその運用益を町民に還元したいということで申し上げさせていただいたかと思っておりますので、町としては、うまくそういったものを活用してですね、住民のお困り事を一点でも解消できるように、今後も努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、今の説明、よくわかりました。ぜひともよろしく願いいたします。これは質問ではありません。今最後の言葉になりますけども、住民の方々がですね、よく不安に感じてる部分があります。不安に感じてるっていうことは、中身がですね、よく分からないからだと思います。そのためにはですね、今までも広報等でいろんな情報提供を行っておりますけども、これからはですね、それに踏まえてやはり、住民説明会等を開催してですね、町長の生の声で情報提供と、それから住民の方の生の声を聞いてですね、対策をしていくことが大切かなと思いますので、これからその住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにですね、頼りになるリーダーとして町民の方を、誘導しながら、町政運営に当たっていただきたいということを申し添えまして、本日の私の一般質問を終了いたします。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

◇ 9番 堤 和夫 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、堤和夫君。

9番、堤和夫君。

〔9番 堤和夫君登壇〕

○9番（堤 和夫君） それでは、議長のお許しが出ましたので、壇上より一般質問を通告書に沿って行いたいと思います。

1 町長の政治姿勢について。（1）文教施設等整備に係わる諸問題について。

①文教施設声を上げる有志の会の会合に町長一人で出席し、話し合いをしたと聞いたが、そこではどんなことが話し合われたのか。

②町長は9月定例会の私の一般質問の答弁で、「先川で建設することが決まったということであれば、先川地区で説明をさせていただきます。現時点において、先川に決まったという事実はございません」と述べていた。それでは先川に決まるということは、いつの時点のことを言うのか伺います。

③8月30日に安良里中央公民館で説明会を開催したが不十分であると思われる。高齢化率50%を超える町なので、各地区に出向いて行って、町政懇談会を開催し、小中一貫校の説明会を行ってはどうか。

（2）新斎場建設に係わる諸問題について。

①9月29日夜に、田子公民館で住民説明会を開催したようだが、住民からはどのような意見が出たのか。

②反対を唱えている住民を中心にして、他市町村の斎場見学会を開催したらいいと思うかどうか。

③一色の斎場は約60年が経過し、建物として限界が来ている。この斎場で使用されている重油の燃焼がなくなれば、二酸化炭素の減少に寄与し、環境に優しい町となる。新斎場が出来た暁には取り壊し、周辺の整備をする考えはないか伺います。

（3）南伊豆地域広域ごみ処理事業に係わる諸問題について。

①新聞報道では、賀茂地区の1市3町の、南伊豆地域広域ごみ処理事業により、クリーンセンターを閉鎖する見通しがついたとなっているが、下田市の反対派の「稲生沢川流域問題研究会」の人達の問題も解決したのか。

②8月から「大気汚染」「騒音・振動」「悪臭」「水質」「土壌」の5項目について、生活環境影響調査が行われているが、早々にクリーンセンターを閉鎖する見通しがついたとして、大丈夫なのか。

③各市町の地域住民が参加する「ゴミの減量化・リサイクルを考えるワークショップ」が開始されたが、鹿児島県大崎町へ視察研修に行かれた「消費生活研究会」の会員の方は、参加されたのか。

2 一色採石場跡地残置森林等の保全管理について。

(1) 一色採石場跡地残置森林等の維持管理協定について。平成30年7月3日をもって開発行為が完了し、その後、平成30年7月4日から平成35年7月3日までの5年間を、残置森林等の維持管理をしなければならない。この協定を平成30年6月28日に、開発業者・静岡県賀茂農林事務所・西伊豆町・一色区と締結しているが、全員が揃ったところで締結したのか。

(2) 採石場跡地の緑化計画について。計画では犬走りに埋め戻し土を配置して高木樹植栽(ヤシャブシ・イヌマキ・アキグミ・レンギョウ・ユキヤナギ)となっているが、履行されていない。行政指導は行われるのか。

(3) 一色町内会と県・町開発業者との係わりについて。一色町内会と開発業者は、残置森林等の維持管理協定書の他に、町が立会人となって土地賃貸借契約書を結んでいる。残置森林等の維持管理協定が履行されなければ、土地賃貸借契約も再契約となるが、県と町の係わりはどうか。

3 マイナンバーカードとその有効活用について。

(1) 保険証としての有効活用。マイナンバーカードは保険証の代わりができると聞いているが保険証として登録している人は何%か。

(2) デジタルを使った地域の優れた事業としての有効活用について。「ツッテ西伊豆」など、ユーヒカードを使用した事業を地域のデジタルを使った優れた事業として申請し「デジタル田園都市国家構想交付金」を獲得出来ないか。

(3) 総務省の2023年度の地方交付税の配分について。総務省は自治体の財源不足を補う2023年の地方交付税について、マイナンバーカードの取得率に応じて配分率に差をつける方

針を表明したが、マイナンバーカードの取得率の高い当町の地方交付税は、上がる見込みなのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは堤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の（1）①につきましては、話し合いというものの定義をどこにおかれているのか分かりませんが、私の受けた感じでは、疑問に思われていることにお答えをさせて頂いたという認識でおります。

次に②につきましては、過日、文教施設等整備委員会から答申をいただきましたので、その答申を受け、町として正式に方向性を決定したという事になります。

③につきましては、以前の答弁と同じで申し訳ございませんが、場所が決まりましたら説明に伺いますと申し上げておりますので、日程を調整し説明に伺いたいと考えております。

次に（2）の①につきましては、9月29日の「地区説明会」におきましては、以前からいただいている意見同様に、「クリーンセンターと斎場の2施設は好ましくない」という事や、「盛土の調査・大雨時の山からの水問題、煙のない施設にしてほしい」などの御意見を頂きました。ただ、指摘だけではなく「早く作ってほしい」という意見や「使えるのであればクリーンセンターも残した方がいい」というご意見も同時に頂いております。

次に②につきましては、賛成反対に限らず、他自治体の施設見学に伺うということは良いことだと思いますので、地区に対しまして、その旨をお伺いしたいと考えております。

次の③につきましては、取り壊し年度は確定しておりませんので前向きなお話は出来ませんが、更地になる年度が確定したならば、地区と協議をする必要があるというふうに考えております。

次に（3）の①につきましては、質問の問題が何を指しておられるのか分かりませんので、お答えすることが出来ません。

次に②につきましては、今の時点では、何年度稼働ということは明確になっておりませんので、大丈夫なのかということに対する明確なお答えは出来ません。

③につきましては、お一人の方が参加をされております。

次に、大きな2の(1)につきましては、県及び町は公印でございますので、持ち回りで押印をしております。

次に(2)につきましては、林地開発行為は平成30年7月3日に完了となっておりますが、完了検査の際に植栽が行われていることを確認しております。また、残置森林等の維持管理協定に基づき維持管理がなされているか、毎年、県・町で現地調査を行っており、これまで活着していない場所への補植や追加幡種の指導を行っております。

次に(3)につきましては、林地開発行為が完了した時点で森林法の法的な縛りは無くなる訳ですが、林地開発行為の許可申請にあたり、申請者に「跡地の管理に関する誓約書」の提出を求めています。この誓約書では、開発行為完了後5年間は申請者が維持管理を行い、その後は土地所有者が法面等を含む開発跡地の森林の維持管理を行うとされています。残置森林等の維持管理協定は、この誓約の具体的な事項を定めたものになりますが、(2)でお答えさせていただきましたように、協定に基づく対策は履行されており、これ以上の行政指導は難しいかと思われます。一方で、土地賃貸借契約は、緑地化した土地や法面の保全管理を行うことを目的として、地権者と開発業者間で交わされている契約でございます。この契約については、双方が納得した形になるまで継続することも考えられますので、町も協議の場に入り、令和5年7月までに詰めていきたいというふうに考えております。

次に大きな3の(1)につきましては、マイナンバーカードと保険証の紐づけにつきましては、町で全体を把握することが出来ないため、割合はわかりません。

次に(2)につきましては、「こんな難しい物はお年寄りには理解出来ない」とお叱りを頂いた代物ものでございますので、とても優れた事業という申請には程遠いのではないかと考えております。

次に(3)につきましては、マイナンバーカードの取得率に関連して西伊豆町の頂く交付税が減るということはないのではないかと考えております。

以上、壇上の答弁を終わります。

○議長(山田厚司君) 堤和夫君。

○9番(堤和夫君) それでは再質問させていただきますが、町長、私の質問に対してわからないとかあれとかがあってという項目が答えられないなんていう項目が、ちょっと多過ぎるんじゃないですか。私どもはね、議員はいろいろ考えてね一般質問通告するわけですよ。ですから、町長と行政側は、どういう質問が出るか、事前にわかっているわけですよ。それで、まず第1のとき疑問に答えただけである。ですから、話し合いをしたからどこそこではど

んな、話合いが行えるてる。疑問に答えたんだったらこんな疑問が出ましたって、そういうふうに言ってくれるのが、本来、この通告書のやっている。議会と行政、町側とのあれじゃないんですか。それなんだね。もう通告書を出した状態で答弁書を出してくださいよ。ねえ、答えがでないなら、じゃあ、反対にこっちから聞きますけど、その前に聞く前に町長がね、私が9月定例会で、何でその意見を聞かない行ったら、私は聞きますよ、会の方が私に来てくれとは1度も言ってませんよって言いて、それで1人でその会議、言ったって聞いたんですけども、さすがに若い町長で行動力があるなど。そういうところは、関心だなど思ってるんですけど、一色の老人会にね、前に1人に行きたい1人で聞きましたけど、今回はそういう問題じゃないわけじゃないですか。60億円を使うというもので反対、そこに、1人で行ったというのはね、やっぱりねえ、意見の相違を、ね、町長側の方が1人でも複数、いけば、町長はこういうことを言ったんですよっていうふうにもなるけど、1人で行ったんじゃない前にそこは町長ねそんなこと言ってないよって言われればもう町長も、かたなしじゃないですか。ですから、こういう言うと重要なところに行くときには1人で行かないで、副町長なり総務課長なりを連れて教育長でもいいですわ。そういうふうに行動していただきたいと思いますが、まず、1点、その辺、どうですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 通告書に従わずに私が答弁をしているのであれば、再質問には当たるかと思えます。ただ、通告書をですね、あえて、読ませていただきますと、そこではどんなことが話し合われたのかというふうに質問がされているんですよ。話合いはされてないんです。質問を一方的に受けて、お答えしただけですから、話合いにはなってません。仮にそれを言うんだったら、どんな質問があったのかというと質問通告書を書いてください。私は話し合われたのかと書かれていたので、話し合われていないので、それにお答え出来ませんというふうに言っているわけでございます。後段については副町長が答弁をいたします。

○議長（山田厚司君） 副町長。

○副町長（高木光一君） なぜ1人で町長が伺ったかというご質問の件につきまして、私のほうから回答させていただきたいと思えます。私がですね、有志の会の方から、町長との懇談会をしたいというお話を受けまして、他の団体と同様に町長だけの参加でよいかという確認をさせていただきました。それで良いということでしたので、町長1人での参加ということになりました。以上です。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それはこの質問とちょっと離れた質問で申し訳なかったんですけども、それではですね私が推測するにですよ。ぶどう農家ですね、予定認定こども園、が立つ隣の農家の方から、雨水の排水や日照権の質問こういうものはなかったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。ございました。

○9番（堤 和夫君） ですからございましたじゃなくて、あったんだったら、そういうふうに、その方にどういうふうにお答えになったんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 日照権の問題につきまして私たちも把握をしておりますが、詳細の設計図は当然出来てございませんので、それをお示しすることが出来ません。ただ、今後そういう設計図が出来たときには、お見せすることは可能だということでお答えをさせていただいたかと思えます。雨水につきましても、当然、1万平米を超える開発行為になってまいりますので、調整池が必要になります。これについてはこの計画の試算の中で含まれておりますので、その調整池は見積もっているというお答えをさせていただきました。ただその調整池の、立米数については私手持ちの資料ございませんでしたし、まだ詳細な設計が出来ておりませんので、それがわかりましたらまたお知らせすることは可能ですということでお答えをしたかと思えます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だからそういうことを聞いてんですよね、どんな話合いがなされたのかっていうのはね。もうこっちから言わないと、自分から言わないんね。それでですね、もう1点だけ1番で①で聞きたいんですけど、町が配布したハザードマップでですね、津波浸水図を見ると津波は止まっているんですが、洪水浸水想定区域図ではですね、5メートルから10メートル未満の赤色の区域がね、そこの先川地区の田んぼのところですね。点在しているんですけども、これで安心ですか、安心なのか。安心ですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、洪水が起きたときに校舎にいれば安心ではないというふうに思っておりますが、洪水が起きるということは、当然、前後に雨が降っているということでございます。大雨警報が出ますと、学校は休校となりますので、校舎の中には子供たちはい

ないという認識は町でおりますので、子供の安全は家庭の中で守られているというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私が、堀坂で認定こども園を堀坂に建設したらどうかっていうときには、雨が降って洪水になるから危ないからあそこは駄目ですって、こういうふうに言ったんじゃないですか。だから私はそんなときに大雨が降ってるときにはもう、子どもさんはそんな堀坂の認定こども園なんかには、いませんよって言ったのに、どっかの先生が来て雨が降ったら洪水だから、堀坂は駄目だっていうことで、堀坂、駄目だったんですね。それ、町長。覚えてますよね。ここじゃいいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 洪水の大雨による河川氾濫の洪水の事象につきましては、こちらも堀坂も同じ○×△で多分示されていたかと思えますけども、同じであったと思います。ただ堀坂につきましては、土砂災害警戒区域に入っているという事案がございましたので、仮に、大雨がやんだ、二、三日後に、土砂災害の恐れも排除が出来ない。また、堀坂に行く道の途中につきましては、過去に河川が氾濫して、道路が決壊したということもございます。またあそこは何て言うんでしょうかね、山が切られて、道が作られておりますので、そこが崩れて封鎖をされるというような事案も考えられることから、トータル的に考えて、堀坂よりも先川のほうがよろしいんじゃないかという結論であったと思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） （1）で、①で、こんな時間使っちゃったら、もうあとがないので、ここはもう、あれですけども、②のほうで先川に決まるということはいつの時点のことを言うかというので、答申が出たので、もう町も先川に決定した、こういう考えでよろしいですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 11月11日に会長、副会長さんがお越しいただきまして答申書をいただいたところでございます。これを受けまして全員協議会を開催し、既に当初予算に計上されております。この文教施設の整備に関わる予算については、町としては方針を決定したので、使わさせていただきたいということで、皆さんにお諮りをしているかというふうに思っておりますので、町の決定につきましては、議員の皆様もご了解の上というふうに判断しております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 先川に決定したんでしたらですね、先川で小中一貫校建設の、説明会、これ開いたらどうなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上で申し上げます。申し上げさせていただきましたように、日程を調整し説明に伺いたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい、それじゃそれは説明すると。大変時間がかかりましたけどあれです。よかったですそれでは、それでは説明会ですね、地質調査の説明、例えば、水道水が濁るかもしれない液状化になるかもしれない。洪水であふれるかもしれないと、こういうようなこと等も説明されるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 説明の内容につきましてはまだ教育委員会の方とに詰めてはございませんけれども、当然建つことが判明した根拠、そして今後を建設するに当たっては、どういった地質改良であったりとか、杭を打ち込む可能性があるということについては、説明させていただきたいと思います。また先川を選定した理由については、当然津波、地震、土砂災害、そして洪水、全てを考慮したという、今までの議論についても、説明をする必要があるかというふうに思っておりますので、過去に議員の皆様にお配りした資料などを用いて、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はいできるだけ早くに説明会をやっていただきたいと思います。それでは③のほうですけども、これは町長とずっと私と言ってるんですけども、町長、やっていただけないんですけども、なぜなんですか。各地区も、先川にやるということでも、決定しちゃったんですけども、本来ならばですねえ、決定する前に、各地区に行ってですね、説明しないければおかしいんじゃないですか、まずは建設候補地の住民に町政か懇談会を開催して説明をして、それから全体のほうに大沢里から、まあ大沢里、大沢里地区、特にあれですよね。一色から下は浜公民館でもいいかもしれませんが大沢里地区は、やはり祢宜の畑公民館あたりでですね、こっちから出向いて行って町政懇談会をしてほしいんですけども、私も一色・大沢里の地区の住民の方々には非常に大変お世話になっておるんで、それくらいの行政のサービスではないですけども、町長、自身が言って、今、町はこういうことをやっ

ている、こういう町政懇談会、今までの町長は必ずやってましたよねえ。だから町政懇談会だけが、説明会じゃないという町長、常々おっしゃってるんですけど、ここはやはりですね、そういう、高齢化率が高いところに出向いてって、説明、町政懇談会、これだけじゃないですね、文教だ、文教だけじゃない、新斎場もいろいろありますよね、そういう町政懇談会っていうのは出来ないんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。文教施設の件につきましては私たちは中地区が1番始めて、中地区をやる前に、他の地区での町政懇談会を行うという予定はございません。ていうのは、中地区に話をしない。案件について、他の地区で先に聞いたということがあってはならないというふうに考えておりますので、まずは中地区で説明をさせていただきたいというふうに思っております。それが済みましたら当然、来年度になりますと、当初予算などを組まなければなりませんので、町の行っている事業などについては、今後、町政懇談会を各地区で行っていききたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） はい。それでは（2）の新斎場のほうに行きたいと思います。9月29日の田子公民館で、やられた住民説明会は新聞報道にも、細かく載っているわけですが、これとは別にですね11月7日に、環境課長と係長が出席してですね、新斎場を焼却場したテニスコートに決定した旨をですね、田子地区の区長さんに報告した。というふうに聞いてるんですけど、これはどんなことを報告したんですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 11月7日につきましては、あくまでも、この住民説明会の内容を確認した上で、これから進めさせていただきますということでそれによって、地域振興事業とか、地域振興費のことも、その流れで検討をお願いしますというお願いに行ったままで、やることが決定しましたということで、お伺いしたことではないかと思っております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これ町長。環境課長と係長が行ったということで、町長とか副町長、いってないんですけど、これ、これは、そういうことでよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 斎場の建設に関わる説明会につきましても、9月29日に行っておりますが、これの行う前にですね、当然区長さんたちに、町としてはこういう説明会を行いた

いので、日程的にどういう日程で行ったらいいでしょうかという確認は必ず1か月前ぐらいには、毎回しております。ですから今回その11月7日に課長と係長が言ったのも、今後進める方向に変わりはないけれども、ただ地区のほうから言われているのは、作るは作るでいいとしたとしてもですよ。作るをね、決定者はいいとしても、地域に対する、振興策であるとかそういったものに詰まりがないんだと。それを深めなければいけないので、地区との話合い、または、事業者さんとの話合いをしっかりとくれということも言われておりますので、当然そういったものの声の吸い上げであったりとか、そういった会合を行うのであれば、地区のほうでうまく音頭をとって、会合を開催していただきたい旨、課長と係長が行ったものと、私たちは考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ②のですね反対を唱えている住民を中心として、これ町長を考えているということなんですけど、今ほど、ほとんどごみ焼却場もそうなんですけど斎場は、ほとんど煙なんか、出ないですよ。どこのあれを見て、もう煙突もないじゃないですか、三島とかいうと。伊豆縦貫道の途中にある。私の親戚もあそこで斎場使用しましたが、全く静かなもんですよ。だからそういうようなことで考えているってことなので、その辺は、反対をしている、その煙の事ってものも出たっていうんですけど、昔のような一色にあるような斎場じゃない。こういうようなことを知ってもらうためにも、この辺は、町長考えているというんですから、それ、それでやめます、考えて実行してください。3番目の一色の斎場ね、高齢もですね、やっぱ、一色の町民はですねやっぱ60年近くですね、その一色町内会にある斎場を支えてきたわけですよ。今はね、親族でやるというような葬儀がふえたので、車の列はないですけど、当時ですね20年前ぐらい、15年ぐらい前、たくさんの人を集めてやった。葬儀のときに、なんかはですね、車の列をですね反対側の自分の畑に行くのに、その斎場へ行く車の列をですね、数分間待ったこともありますよ。そういうようなね目に見えない迷惑っていうものをですね、一色町内会の住民が被ってるわけですよ。ですから、ぜひ、ぜひねえ、地区と更地になったら地区と協議するっていうふうに町長言ってくれてるんですけども、ぜひですねここは、整備して、公園みたいなものにしていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい今議員がおっしゃられたようなことも私も承知をしておりますので、一刻も早く、斎場につきましては、他地区でお願いをしたいということで奮闘してい

るわけでございます。ただ跡地の利用につきましては、今現在、物が壊れて更地になってるわけじゃございませんので、当然新斎場が建設する年月、またその際に、今後取壊して、更地になる月がわかりましたら、当然地区とお話をしたいというふうに思いますが、今現時点では、何年何月に更地になるということは明言出来ませんので、今から足早に今後の利用計画について話し合うことは、拙速ではないかというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 大変なのはわかります。本当にもう、ごみ焼却場とか斎場、町が直面しているこの事業を、前の前の前の前の町長ぐらいからずっと出来なくて今星野町長の手腕にかかっているわけですから、それは重々私もわかってます。ですから、若いパワーでですね、そういうものに立ち向かって、一刻も早くですね、懸案の事業をやってほしいなど。思っているわけです。次にですね、3番の、南伊豆地域広域ごみ処理事業に関わる諸問題について、これ答えることが出来ないというのは、なぜ出来ないんですか下田で、うん、下田市に聞いても見なかったんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） こちらの通告書に書いてありますものは、下田市の反対派の稲生川流域問題研究会の人たちの問題も解決したのか。というふうに書かれておまして、その方たちの抱えている問題がわかりませんのでお答えが出来ませんというふうに答弁したものでございます。

○議長（山田厚司君） すいません、質問の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時47分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長がねえ、これわからないっていうとびっくりしてんですよ。一市三町でやっているわけですよ、これ5月4日の伊豆新聞ですねえ、今度、このグループは基本、本年度から基本構想作成に着手する。広域ごみ処理事業について、排ガスによる市民の健康への影響が増大するとして、異議を唱えていると。これ5月4日の伊豆新聞です

ね。稲生川流域問題研究会、これ排ガスで反対してるんですね。これはですね、伊豆新聞の7月の29日の記事ですけど、グループを代表する稲生川から流域問題研究会の名前出しているのかな、新聞に載ってるからいいですよ。小林こうじさん、市民の声を聞きワンチームで問題解決を図るとした、松木市長の公約に反する態度で残念でならない。今後は住民監査請求、事業の可否を問う住民投票条例制定など市民の権利を行使して行くと話したと。これが4月29日の記事ですよ。今いろいろなあれが出てきてるわけですよ。住民投票条例とか、下田市議会に同事業を検証する特別委員会の設置を請願するとか、こういうものが出てきてるわけですよ。一市三町でやるって言って、町長二市三町でやりたいて、全協で議員諮って私大賛成ですよ。もう、どんどんこういうものはやっていただきたい。そうしないと、もう、どんどん人口減少になっちゃって、やれるもんをやれなくなっちゃう。だから、こういうものが出てきたんで大丈夫ですか。聞いてるんですから。それに対しては明確な答えをですねえ、出してくださいよ。期待しているんですから、いかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） であるならば、通告書にですね、この、野沢川流域問題研究会の方々がおっしゃっている排ガスの問題、そして市長に対する公約に反する態度について、住民監査請求の諸問題は解決したのかというふうに書いてあれば、それに対してお答えをすることは出来ますが、この方たちの問題はというのは、この方々たちはいらっしゃいますから、何をお答えすればいいのかわからないわけです。逆に議員にあさって、最近どうって聞かれたらどうしますか。家族のこと答えますか、健康ですか、それとも農業のことですか、わからないわけですよ。ですから、最近健康はどうですかと聞かれれば、こうだというふうに答えられるのと同じように、漠然とし過ぎてるんで答えられませんというふうに答弁をさせていただいたもので、今議員が再質問したことが答えてほしいのであれば、それを書いていただかないと、それに対しては答えられないわけです。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） はい、ね、トップでね。一市三町でごみの広域をやろうという人がですね、稲生川のこの反対の住民のあれを聞いたら、どこを知らないけがわかんないなんて、それじゃあ、本当に不安になりますよ。いいです。次の②に行きます。生活環境影響調査の報告書はですね来年の9月までに作成するとありますけども、来年の9月を待たないでクリーンセンターを閉鎖する見通しがついたってこう町長言ってるんですけど、それで大丈夫ですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上でお答えしましたように、大丈夫なのかということについては、明確なお答えは出来ません。ただ、私たちは、この環境影響調査を下田市が行うという方針を固めて、当然発表されていくわけですので、物事は前進しているというふうに判断をしております。ですので、クリーンセンターの閉鎖をする方向で、私たちも進めることが可能だろうというふうに判断をしております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 反対しているひとたちはですね、特に5項目のうちの最後の土壌、これを非常に心配してるみたいなんですけども、その辺の情報っていうのは町長のところには届いていますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在、土壌の数値がいくらいくらというような明確なことは私は聞いておりませんので、それについて大丈夫か大丈夫じゃないかと言われれば、わかりません。ただこの環境影響調査は、今現在どうかという数値を調べるものでございまして、建った後にどうなるかという数値はございません。ですからあくまでも、今、排ガスがどうだ、水質がどうだ、土壌がどうだという数値を調べるものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 明確に答えられないんです。んなら、支障はないですけども、その上に向かって一生懸命努力していただけるということで、3番に行きますけども、消費生活研究会の方が1人でしか参加されてないっていうのは、この数字はちょっと少ないと思うんですけど町長どう感じますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） もともとの募集が各市町2名ずつだったというふうに聞いておりますんで、環境課とそれやって、2名ですね。2名という募集の中で、1名の方が手を挙げられたということでございます。1名が少ないのか2名が少ないのかと言われると50%ですから、そこそこのかなというふうにもとれますし、逆に1名しか行かなかったのかということをおっしゃると、何とも言うことは出来ませんが、そういった数字だということでございます。

○9番（堤 和夫君）

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ、公募した地域住民と全3回のワークショップを通じ、地域全体で循環型社会の形成に向けた、住民の意識の向上を図る。というふうにありますよね。これ11月の27日で3回目が終了したと思いますが、どのような結果が出たかというのは報告があるんですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 報告会ということは予定してないんですがワークショップ通信ってあるので今、第1回目と第2回目が回っておりますけれど、第3回目につきましてはまだ作っていないんですけれど、この書面をもって報告という形で今、考えているという報告を受けております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これは、あれですか、その報告書は、議員のほうにもいただける、いただけないんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この報告につきましては各市町の首長への報告と、ホームページや広報紙などで周知というふうに書かれていますので、当然議員の皆様にお配りすることは構わないというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 1人しか出てないのは少ないかなと思ったけど各市町に割当ての人数があったんでこれしょうがないですね。それでは一色の採石のほうに行きます。これ、質問に入る前に、町長。一度ねもあれですか一色の採石場の跡地を見たことはございますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 中に入ってみたということはございません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでですね、残地森林等の維持管理協定に判子をしたっていうんですけど、なぜ緑化が進んでない一色の採石場の残地森林等の維持管理協定書に星野浄晋でこれは私ここに持ってきてありますけど、してあるんですね。これおかしいじゃないですか、言ったことが見たことない緑化も進んでないところに、残地森林等の維持管理協定に、町長が名前を記して、押印してっていうのは、これどういうことなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 通常の業務で、県及び町の公印をされているというご理解でよろしいかと思います。ちなみに県の職員または町の職員が現地に伺っておりますので、県も県知事がお越しになったということはなかるうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 地図ね、緑化するべき、ところのあれも、持ってきてるんですけども、もう、やさぶしも、いぬまきもですね、こういうふうに、犬走に、土を持ってきて、埋めなさい、それはこの前の青い部分ですね。青い部分が下か。こういうふうになってるんですけど、何もこれあれですよ、やってなくて、ほいで、上かなと思ったら、一色町内会の町民は、5月の第1週に環境調査ということで日軽のこの山に持ってますけども、1度植えたあれでも植えっぱなしも、鹿に入られて全部食われちゃっている。なにを緑化してるんだ、今まで5年間緑化したお金が分かるなら、緑化に使ったお金を出しなさい、出してください。今、私一色の町内会長ですんでね、頼みにいったんですよ、一般質問するから。そしたらそれは出せません。どっかで聞いたようなですね、こんなの出せないわけないんですよ。緑化でこんだけ使いました、5年間で今こんだけ使いました。なにもやっていないからですねえ、出ないんですよ。山見に来てくださいよ、はげ山ですよ。それを町長がねえ、見てねえ。ここ押印したっていうんだったらいいけど、持ち回りであれして判子押したなんて、そんなあれないんじゃないですか。4者がちゃんと一堂の席にがあって、そして判こをする。これがでしょう協定書を適用するというときの、本来の姿じゃないですか、そんなん持ち回りでやったなんてん。とても私は今ね承服出来ないんですけど、どうなんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 町長、先ほど壇上でお答えしたとおり平成30年の7月3日にですね、林地開発行為を管理をしたということになっております。この検査に当たりまして、賀茂農林事務所、それから産業建設課の職員が、同行して、先ほどお話あったとおり、犬走りの高木の植栽とあったりとか、法面の吹付などの処置が行われていることを確認をもって、完了としたということです。その完了をもって協定書の締結をさせていただいております。

以上です。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 建設課長、あなたは言ってそれじゃ緑化のあとを見てきて、今の発言してるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 私はその程度の担当ではございませんので、その辺は賀茂農林に確認をさせていただいて、間違いなく、完了検査を立会いをして、完了としたという回答はいただいております。あくまで林地開発行為は県の許可になりますので、完了の検査も県のほうの判断ということになります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、履行されてるかどうか、わかんないですよ。県の職員、賀茂農林事務所長と、それから町長と一色の区長と日軽興業と見に行く日付今日決めてくださいよ。ほんで見てねえ。緑化が進んでいるっていうんだったら私もこんな一般質問はしませんよ。済んでいない実行されていないから、こういう質問してるんですよ。ほいで、4者で押印した協定書で、そのときの一色の区長はね、岩谷戸の住民なんですよ。名前はあれしますけど、伏せますけど、一色区長は持ち回りでやってるわけですね、一色区は一色・堀坂・岩谷戸もこの3町内会が一色区ですから、区長は持ち回りで、そのときの判子を押した方は、岩谷戸の住民で、一色採石場の跡地のことなんか何も知らないで押印してるんですよ。町長も行ったこともなん押印してそうじゃー、何のために協定書があるのかわかんないんじゃないですか。それで、もう次いきますけども、残地森林等の維持管理協定書の第九条、その他の1項に、日軽興業は、この協定の期間が終了したときは、（乙）静岡県賀茂農林事務所長。（丙）西伊豆町長及び（丁）一色区長と協議して、この協定の内容に準じた、協定を締結するように努め、引き続き、残地森林等の適正な維持管理に努めるもの。とあります。ですから、緑化計画が履行されていないのは、見れば分かるので、当然、再協定になると思いますけども、その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど壇上でも申し上げましたように、林地開発などの行為については、権限が県でございますので、私たちが何をどうするというよりは、県が許可するかしないのか、またこれを履行されるのかという判断が重要になってくると思います。ですので、県の判断を待って、町の対応というものは考えたいというふうに思っております。ただ町としては、町も協議に入って、令和5年の7月までに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） まーね、現地を見てない産建の課長に言っても、しょうがないけど、これで済んでます、県が言ってるから進んでます。もう本当に、みんな日軽さんは日軽さんで、かかった費用は出しません。全くもう、みんな不誠実なんですよね。それで公害問題があったときにも、町内会が割れて、今の須田区長が、町内会長のときに、町長もご存じのように一色の公民館で付記協定書あれだっただけです。私は日軽の社長に行こうと言ったんですよ。町内会をずっと二分させといてあれしてね。文言にはすごい、いいことをうたってるんですよ。話し合いをして、解決するみたいな、だけど、あのときだっただけでなかったな、なかったじゃないですか。今の若社長になってから一色に来たの1回ですよ。あんまりひどいんじゃないですか。船橋の本社に追い込まなきゃならんんだな。いけないのかなとも思ってますけども、これ前町内会長のときにですね、土地賃貸借契約が5年から3年に変更されてですね、これ全町内会長があれがある、残地森林協定があるなんてことは知らなかったみたいです。残地森林等の維持管理協定書の終了日、7月3日に統一されています。残地森林等の維持管理協定書が再度締結されなければ、土地賃貸借契約で、一色町内会に入る賃料がなくなってしまう。この土地賃貸借契約はですね、一色とですね、日軽興業が結ぶ、土地賃貸借契約中に町長が町が立会い人となるっていうふうになってるんですけど、この契約がですね契約の満了する6か月前までに結ぶことになっているので、来年早々に結ぶなければなりません。そうしないと、もう、一色町内会に陳情がもう入ってこないわけですよ。だから、残地森林等の維持管理協定は、県、土地賃貸借契約は町、これの指導を強く望みますけども町長のほう、その辺いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも町は立会い人でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。また、土地、賃貸借契約書、ここにも多分公印が押されているかと思いますが、このときにも、首長は、そこに行って、膝を突き合わせてはいないと思いますので、先ほどの公印と同じ扱いでされているということをご理解いただければというふうに思います。また、先ほどから、一色町内会が二分されたというふうなお話をされておりますが、まさに日軽の問題も当然あるかと思いますが、ただそのほかの問題もあったと私は聞いておりますし、逆に、今までその問題に対して、町が仲介に入っているにもかかわらず、まとめなかったということに対して、謝罪をしなければいけないという状況がございました。ただ過去の首長は一切そのことには触れてまいりませんでした。私が就任し、当時、副町長の椿副町長が間に入って、いろいろ取りまとめをし、そして謝罪に行ったという

ことがございますので、私はこの問題に対しては真摯に受け止めてここから、何ていうんですかね、真剣に取り組んでいるということだけをご理解いただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ですからね町長一色町内会としては本当にもうこの緑化、あんな、裸のまんまでね一色町内会に戻されて、もう日軽は変わりありませんよっていうんじゃ、とてもじゃないですけどね承服で出来ないんですよ。だから、一度、産業建設の課長と町長もね、一色に来てね、山の緑化がどんな具合か見てくださいよ。その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどの敷地に入ってはおりませんと申し上げましたが、当然、担当課から出てくる資料、写真いろいろなものには目を通しておりますし、私も大沢里のほうに行くときがございますので、緑化の状況はどのようになっているのかということについては、当然、遠目から承知はしてございます。ただ、敷地に入ってみてはいないということでございますので、その辺ご理解いただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私に、課せられた、命題みたいなもんですよこれね。町会議員やっていって町内会長やっていて、緑化が進んでない山、採石場、今まで貸してたあれが、ただになって帰ってくる。これじゃとてもじゃないですけどね、この、ちゃんと契約書をですね、履行していただけないとですね、もう町の説明だと。そう言って一定植えたところを写真を撮って、やっているから問題ないっていうふうに県が言ったっていうんですけど、実際、またちょっと、先ほどの質問等かぶりますけども、そういうふうに県があれしてるから言っているから、写真もあるから問題ない。そういうふうに考えているわけですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも林地開発に関しては許可権限は県ですから、県がいいともし言ったのであれば、町がよくないというのであればそれなりの根拠を示さなければなりません。ですから、県が言ったものが根拠のあるものに基づいているのであれば、それはそういうものだとして受け止めざるを得ないというのが町の立場でございます。これが町のほうが県よりもですね、権限が強いければ、もっとしっかりしろということは言えるのかもしれませんが、そういう状況ではないということをご理解をいただくしかないと思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) それではですね契約のこれが差し迫ってるんで、私も県に出向いて
いってですね、話をしようと思いますけど。そこで産業建設課長は何か。ちょっと
先ほどの答弁なんかで見てもね他人ごとのように見えるんですよ。一度もいって緑化も
知らない県の職員がそう言ってるからそうですって。それじゃちょっと、一色の町内会の立
場がないじゃないですか、今これ見ました。契約書、残地森林等の維持管理協定書を見まし
た。緑化がちゃんと履行してなければ、再契約そういうものを作って、5年間今や5年間の
終了が来年の7月3日になるわけですけども、それみて緑化が履行されてると思いますか。
いや見てないからわかんねえか。

○議長(山田厚司君) 産業建設課長。

○産業建設課長(久保田寿之君) この協定期間中は、毎年への産業建設課の職員も現地で
調査をしています。県の指導のもとですね。緑化したけども、枯れてしまったとか、そう
いった部分については植え直しなさいとか、再度吹付を入れなさいという指導をちゃんとそ
れは毎年やっております。緑化だけではなく、緑化だけではなく、調整池の状況とか、防災
の観点からも、確認をしております。今年度ですと5月31日のほうに、現地に立入りをし
て、調査をして、このような写真を私が直接出向いてわけないですが、職員のほうが出向い
て、目視で確認をさせていただいております。あとどこまで緑化させるかっていうところ
が、この協定期間中は、基本的に森林法によって縛られているものではなくて、森林法の許
可を得るために誓約書を出した、その誓約に基づいて行われているかということの確認。行
われている場合、ない場合についてはその行政指導と、いうことでやっておりますので努
力義務であって、その強制力がないというのが現状でございます。したがって、県のほう
は、指導して、その指導に基づいて緑化をしたというところは確認をしておりますので、こ
れ以上の行政力を持った指導は難しいんじゃないかという見解です。ただし、その採石業者
のほうはですね、今後、引き続き管理に関して協定を継続するというを言っていただけ
るんであれば、県の指導に入るのはやぶさかではないという回答いただいておりますので、
そこを今後の町内会長と町のですね、協力して業者のほうに交渉に行かせていただきたいと
思います。

○議長(山田厚司君) 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) ねえ、環境課長、ここにありますが、環境課長は毎年、町内会と日
経興業とのやっている環境調査、5月の第1日曜日って決まってるんですよ。これに来て
ますよ。前から、あなた方も調べたそれって、町内会に何も資料なんかしてないじゃないで

すか。だけど、でなくてこれやって団地、森林等の維持管理をやってますって言われても、私らは何もそれにそんなの知りませんよ。そういう情報は流さないんですか、それは。完成。建設課の中で、もうそれあれしてるんですかと。そういう情報は流してくださいよ町民のために、何のためのね、そういうあれをやってるんですか検査を。私たちのねえ。これは、一色町内会のね、生死に関わる問題ですよ。本当に。そういうことをねえ。他人のね。私らやってますから。そんなん、あれで、1度も見に行っていないなんてね写真を撮ってきた。見に来てくださいよ。切実な問題ですよ。それからあそこもね、あれもそうか。埋め土もしてますしね。そういうのも見てくださいよ。ピンポンでもうないですけど、それじゃあ、ちょっと明確な回答をもらえないままちょっとあれですけども、マイナンバーカードのほうに行きます。マイナンバー稼働の保障、保険証のかわりができると聞いていますけれども、保険証として登録している人は何パーセントかっていうのはこれわからないって言うんですけども、これ、従来の保険証は7月1日に新しい保健所に更新していいですよ。その更新時もマイナンバーカードに保険証としてもう、7月1日の新しい保険証は登録されるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在でもマイナンバーカードの保険証としての機能がございます。かといって、皆様のお手元にある国民健康保険の国民健康保険証を取上げたということはなかりょうというふうに思いますので、その辺は国のほうが情報を出してこない限り私たちはわからないということがございます。なお、このわからないというのは、社会保険も含まれておりますので、全数はわからないということがございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） いや、町長聞いてんのはね、新しい、7月1日に、保険証、新しいのは皆さんにやるのはいいんですけども、それと同時に更新時に、マイナンバーカードにも、保険証として登録しているのか、こういう質問です。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） マイナンバーカードは保険証とひも付けをすれば、一生ひも付けられた状態でございますのでそれが解消されるということとはございません。国のほうが保険証の発表をしないという決算をしない限り私たちは二重交付しているという状況だにご理解をいただければと思います。これは国会内でも議論されているものでございます

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） マイナンバーカードを提示して、保険証としてこう読み取れる機会を持つてる医院とか薬局は、マイナンバーカードでできるんじゃないんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですからそれはひもづけをされているというふうに私は申し上げているかと思えます。仮に堤議員がマイナンバーカードに保険証機能をひもづけをされているのであれば、今病院に行けばそれで出来ます。ただ病院のほうはそのカードリーダーを持っていないときには使えませんけども、それには写真が載っておりますので、これは堤議員のマイナンバーカードだと、保健所としての機能を有しているということは確認出来ます。そのほかに国民健康保険証をお持ちではございませんか。それは取上げておりませんので、堤議員ではない方が堤和夫の国民健康保険証を持って病院行ったときもこれは使えるという状況になっているから、国会内で議論がされているということでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） もう、あと1分ですので最後の質問です。1番最後の、総務省の2033年度の地方交付税の配分についてですけども、減るということはないっていうようなことなんですけども、マイナンバーカード交付率、県下ナンバーワンなんですから、それに対して、こういうふうなものを取得率の高い町の地方交付税を差をつけて配分するっていうんですから、それをやった施策とかそういうものは考えられなかったんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 施策が何をされてるのかわかりませんが通告書に上がる見込みなのかということで、国がそういうふうに言ってる私たちも承知をしておりますけども、確実に上がるという、お答えはいただいておりますし、金額が提示されてございませんので、下がることはないだろうという答弁をさせていただきました。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時36分

◇ 6番 高橋 敬治 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、高橋敬治君。

〔6番 高橋敬治登壇〕

○6番（高橋敬治君） それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問、まずは壇上から行いたいと思います。

私の一般質問ですが、町の懸案について、6項目ほど質問いたしたいと思います。

町の懸案について。懸案であった小中一貫校と認定こども園の建設地については文教施設等整備委員会に諮問した結果、先川地区が妥当との答申が示され、青地除外申請に向けて事業が進められることになると思います。また、新斎場建設についても9月29日に行われた地元田子地区の住民説明会において、旧テニスコート跡地への建設に向けて大きく前進したのではないかと私は受け止めています。町民に大きな影響をもたらすこれらの事業が前進する中、町内の地区・地域にはほとんど進展の見られない案件も少なからず存在しています。過去の定例会一般質問や委員会、全員協議会などを通じ改善要望、提言をしてきましたが未だに完了、解決に至っていない事案について改めて町の対応について質問いたします。

1番、宇久須橋について。

宇久須橋は「橋梁長寿命化修繕計画」の対象橋梁ですが、平成28年度に実施された健全性診断結果において、区分Ⅳ（区分Ⅳとは、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）とされているにも拘わらず修繕計画のなのまま現在に至っております。現状と今後の対策について伺います。

2番、宇久須淀橋歩道橋について。

宇久須不動尊川と中央排水路が合流する地点に架かる宇久須淀橋には、並行して歩道橋が設置されていますが、これ数年前というふうに書いてありますけども、1年くらい前だそうですね、そこは訂正いたします。から通行止めの処置がとられたままになっております。この歩道橋は賀茂小及び西伊豆中の東海バス宇久須駅を利用する生徒の通学路になっています。通行止めとした理由と今後の対応について伺います。

3番、賀茂清掃センターについて。

昭和49年8月1日に使用開始された賀茂清掃センターは、平成12年～14年にかけて大規模改修を行いました。西伊豆町との合併に伴いその使命は終了し、平成19年5月1日に廃止となりました。以来、15年の歳月が経過しておりますが、露天の施設は、風雨に晒され日毎に朽ちていく状況下にあります。平成26年6月定例会と平成28年3月定例会で、今後使用予定のないこの施設は解体撤去すべきではないかと提言しましたが、「早く撤去したい気持ちはあるが補助金がないなど解体の条件が整っていない」との答弁で、その後も放置されたままでした。改めて令和2年3月定例会で質問したところ町長から「取り壊しを考えている」との答弁がありましたが、その後も解体についての予算化はされておられません。ただ、令和4年度、今年度ですね、解体設計業務250万円は予算計上されております。解体予定について伺います。

4番、大沢里、ここ沢入になってますけども、小字名は金山沢が正解だそうです。訂正させていただきます。大沢里（金山沢）町有林について。大沢里、これも金山沢ですね。金山沢の町有林崩落については令和3年12月定例会での質問に対し、「現地調査した結果、県や森林事業者と相談して対応する」との答弁がありました。相談の結果と今後の対応について伺います。

5番目、大城太陽光発電施設について。

先の9月定例会において「事業者に対しては町の土地利用委員会の指導要綱に基づき、しっかりと指導していく」との答弁がありました。進捗状況について伺います。6番目鷹ノ巣残土処理場について。今年度で閉鎖するための契約変更に伴う補償金と、林地開発終了に向け改良工事費用が予算計上されておりますが、その進捗状況について伺います。以上、壇上からの質問でございます。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな1目の町の懸案についての（1）につきましては、宇久須橋は、昭和7年に国道橋として架設されたものでございますが、現在はバイパスが出来たことで、橋を渡った先が行き止まりになっております。海岸線にある橋で、塩害を受けていることから、補修ではなく架け替えとなり、過去の大まかな試算では、解体及び新橋仮設で約2億円の費用が必要となっております。そこで、橋の架け替えではなく、渡った先の土地の買収が出来ないか、以

前から交渉しているところでございますが、買収ではなく代替え地を希望されており、それに見合う代替え地が用意出来ないことから、進展がしておりません。

次に（２）でございますけれども、令和３年度に行った橋梁点検におきまして、淀橋側道橋の主桁が腐食し最低のⅣ判定相当であることが判明したため、通行止めの措置を行っているところでございます。国道だった当時に歩行者の安全確保のために設置されたものでございますが、現在は交通量、歩行者共に非常に少なく、現在の通学路は防災センター玄関前を通るルートになっていて学生の通行もないことから、廃橋することを検討しているところでございます。また、今年度、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、今後の方針を定めているところでございます。完成した計画に基づき工事を行っていきたいと考えております。

次に（３）につきましては、施設解体については、今年度に「ダイオキシソ類調査及び施設解体設計委託」を実施しております。調査した結果、施設の一部にアスベストとダイオキシソが検出されました。当初、調査・設計の流れで解体撤去を考えておりましたが、工事にアスベストとダイオキシソの除去費用を加えますと多額になるため、計画は頓挫しております。

次に（４）については、御質問の場所は、宮ヶ原地区を過ぎ、仁科峠に向かう途中の字金山沢という場所でございます。町有林の山腹崩壊が起きている件になります。まずは、山腹崩壊による更なる災害の懸念についてですが、県道までの距離があること、また下流部には、既設の治山施設があることから、早急に対策が必要という状況ではございません。仮に治山工事を行う場合は崩壊斜面の復旧と合わせて、既に下流に流出した崩土が県道まで流下しないように、崩落地から県道の間で谷止工などが必要になります。しかし、急傾斜に仮設道を設置する等難工事となり、多額の費用が必要なことから、費用対効果を考慮すると、そこまで必要ではないと考えております。現地を森林事業者と確認いたしました。急傾斜であり、木材の搬出は困難であるとの見解でございました。したがって、崩壊地周辺を含めた町有林の切り捨て間伐を行うべく、施業者間の調整を行っているところでございます。

次に（５）につきましては、まず、業者から求積図が提出されましたので確認をいたしました。申請面積の9,988㎡と相違ないことが確認出来ました。ただ、林地開発の基準となる10,000㎡に近いことなどから、県から町に対して図面を確認したいとの依頼がございましたので、図面を送付したところでございます。また、お手元に配付をいたしました「審査条件措置表」の指示事項に対する回答欄で、業者から対応しますなどの回答があったものに

については、完了がいつになるのかなどを確認し、完了期日を表に明記した上で、進捗状況を見ながら指導してまいります。

最後に（６）につきましては、熱海の土砂災害や、今年、島田市の採石場跡地から大量の土砂が流出し、国道及び鉄道が長期の通行止になった件などを受け、盛土規制は益々厳しくなっております。現在、町内では鷹ノ巣しか公共残土の受入れが出来ない状況となっており、工事の発注が滞ることの無いように、県から処理場の延命を要請されているところでございます。事業清算に向け、残土処理場の管理を委託している会社と協議を進めているところでございますが、このような状況の変化もあり、今後どのようにしていくのか県とも協議をしているところでございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。まず、宇久須橋についてですけれどもね、これにつきましては、平成29年12月7日、これ全員協議会ですね、この席で町長は、30年度中に改修するか、かけかえるか、何もしないか、解体するか決定したいと、こういう答弁をされております。産業建設課長ですねそのときに、次回の点検、平成33年までに改修をしなければならないというふうに答弁されております。それは29年の話を、平成30年の4月23日、産業建設課所管事務調査においてですね、土地所有者は何名おるんだという話が出ました。そのときは3社。東京不動産って言ったか東京の不動産って言ったかわかりませんが、これが1,188平方メートル。それから現在利用事業者が1,400平方メートル、その他36平方メートルって、言っておりましたか、言っておりましたが、現在の所有状況というのはどうなってますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 現在の所有されている方も同じく3名となっております。まず、お1人目が2,270.86平方メートルですね。それから、一社が36平方メートル、もう一社が1,188.57平方メートルです。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そのときよりも、この2,270.86ですか、この分が何か増えてますね。ですからその当時抜けてた、これのちょっと存在わかりませんが、要は買収するにしても代替地を予定するにしてもうこの面積が基準になるというふうに認識をしておきます。で、5年前のね、全員協議会の議事録、これを見ますと、その当時はですね、改修費用は

7,000万円。ということでした。ですから、議員の中からは、7,000万円かければ、どの程度、安心、あるいは安全なのかという質問が出たと思うんですけども、今町長の答弁ですと解体、架替2億円、ということが出ましたんで、これの2億円の根拠、根拠といいますか、幅、長さ、それから構造ですね、これについて質問します。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） こちらは、既存の橋梁ですね、同等のものをつくった場合という計算になります。これは構造物の既存の橋の取壊しも含めてですが、まず、架け替え費用としては上部工のほうは165平方メートル、下部工のボリュームとしては301立方メートルですね。そこが160メートル、表面工は165メートル、仮設工が150平方メートルと、いう表現になっております。橋梁については、橋長が30メートル、それから幅員が4.8メートルの橋梁があります。以上です。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。2億円ですね相当な金額になると思うんで、なかなか難しいところですけども、現在二つの会社の、その当時の説明は資材倉庫があつて、6トン荷重までは通行可能ということは車の多さプラスに積みを入れれば3トン車、ではOKよという、指示だと思うんですけどもね、そういう意味ではいろんな制限をして、安全確保しているという認識はしております。これ架替にしても、2億円という金、先ほどから出てますけども、費用対効果の面でどうなんだろうかってこともあります。かといって、これをかけかえないで、事業者がなくなるというとその空いた土地、もちろん買収した土地は、町の土地ですからいいんですけども、例えば、買収でなく、なかった場合ですね。これ土地の評価が非常に下がるという問題を含んで、相当難しい問題だと思うんです。ただ、これとてですねこのまま放置しておくにはいけないと思うんですよね。で、これは非常に難しい、いい状況かとは思ふ。状況だと思うんですけどもね、橋を渡って100メートルぐらいで行き止まりにしています。これってどういう理由で行き止まりにしたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） その点はちょっとこちらでも調べたんですけど、いきさつはよくわかりませんでした。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 調べたけどわかんないってことであればもう一度まだその当時の方で、存命の方かおるんで調べてもらうとともにですね、現状を見ると、確かに状況的には厳

しい状況ですけれども、松ヶ坂トンネル、つまり国道にかかっているトンネルですね、これに、有事の場合、なぜ有事の場合かかっていうと、あれ南側の入り口の上を見てもらえばわかりますけれども、恐らく建設中にもあったと思うんですけれども、山から山の崩落があったんですよ。その補修はしてあります。で、今もうかなり上部からクラックが入ってますよね。いつ落ちてもおかしくないんじゃないかとこれは素人目ですからわかりませんが、調査したわけじゃないんで、もうそういう状況からすればですね、松ヶ坂トンネルに有事があった場合に、緊急避難路的に、元の国道、現在の町道、行き止まりの町道、これが深田のキャンプ場につながってますけれども、これを利用するようなことも、一度、提案いたしたいと思えますので、ぜひ検討していただきたい。上部の安全性が確保できるのであれば、車両の通行は、出口のが逆に言いますと松ヶ坂トンネルの北詰めですから、非常に交通的には問題がある。そうなれば、通常は遊歩道的な、使用をして有事になれば、それが車が走れるようにすると、そういう提案もしときますので、ここを通行止めした理由、それから、そのあとの利用、それと、もう、33年には、決定する、するって言ってながら、まだしてないってことなんでね、これ早急にもう一度検討会を開いていただきたいということで、もう1番については終わりたいと思います。2番、宇久須、淀橋の歩道橋について。これ、改修しない理由、先ほど述べられましたけれどもね。これも昭和の終わりから平成の1けた、賀茂村ってのは非常に観光客の誘致、これに力を入れてまして、その当時はですね、ガラス文化の里づくり、あるいは深田のキャンプ場の整備、それから街路灯だとか、公衆トイレも各地に新設しました。宇久須バス停、東海バスの宇久須バス停の周辺ってのはですね、いろんな観光客が宇久須バス停で降りて、そのあと楽しめるような設備をしたわけですよ。それに、そういう時代からもう完全に宇久須バイパスが本国道になり、その前からなってるんですけれども、そういうことで、もう大久須の間は、もう見るも山な状況に現在なってる。そうなれば、あそこの歩道橋も、先ほど答弁があったように、もうあえて必要じゃないかなというふうに思います。ただ一つその説明をね、事前に聞いた中で気になったのは、ふれあいの小路、これが通学路ではないよと。今、通学路、どこなのってあそこの駅でたむろしてる中学生に聞いたらですね、僕が小学校5年生のときに、向こうは通り道、遠回りになるんで、防災センターの前を歩いていいよというふうになったというんですけれど、それって学校は決めたんですか、教育委員会決めたんですか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 通学路の指定につきましては、学校のほうでしております。で、変更した当時ですね、平成28年度の時にですね、実際に見直しをしたというお話を伺っております。そのとおりですね、実際に、通学路を検討した中で、今まで川沿を歩いてと、その辺りですね、なかなか民間も少ないということとかですね、そういったこともありまして、不審者と見守りを守るという観点からもですね、あんな、防災センター側のほうがより安全ではないかという見解があってそちらに変更したと。また、教育委員会としてもですね、できれば道路通ったほうがいいんじゃないかということもありまして、信号からわたりまして、真っすぐですね、道路を当てる提案をしたようですが、もうそちらのほうが今度、車の交通量が多いということもありまして、より安全なところは、どちらかということで、いろいろと学校、教育委員会と相談してですね、一斉学校のほうで、現行の防災センターの前を通るルートに変更したという状況を聞いております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回のね、質問ではないんで、余り言いたくはないんですけども、通学する子供たちがですねその時間に防災センターの入り口の前をそろそろ通ると。これってのは、本当にちょっとおかしな光景だなんていうふうに思います。何のためのふれあいの小路かってこと考えれば、確かにあそこに元農協があったり、してますけど、逆に言えば今度アパートも建ってますし、やっぱり子供たちは1番安全なところを、多少遠回り10メートル20メートル、遠回りになりますかね。でも、やっぱりそこを使わしてあげる必要があるんじゃないかなど。これは今回の質問でないからいいです。で、淀橋側道橋っていうんですか歩道橋っていうんですか、高齢の周りさっき言ったように賀茂村ってのは相当整備したんです。その当時、整備した中で、不動尊側の左岸側、端から不動尊の水門までですね、これ板の歩道橋があるんですよ。歩道橋っていうんですか、板で、堤防の上を歩ける、非常に風靡なものがあつたんですけどもそれも30年以上多分経ってるでしょ。板が相当傷んでますよ、側道を外すときと同時に、もう一遍これも点検してください。相当危ないと思いますよ。それと、さっきのふれあいの小路で言いますとね、通学路、そこは通りませんが途中、非常にしゃれた、レンガだとかそういうのを使ってやっていますね、相当いろんなところに穴ぼこになってます。私なんか週に大体3日から4日そ通りますけどもね。これは子供の安心安全のために、ぜひ、早期に修繕をしてもらいたいと思います。ちょっと横路されました。けども、いわゆる、取り壊す方向でということで、承知しました。次、賀茂清掃センターですね、ここに行きたいと思いますが、いや、実はこれが問題ですよ。これさっきも冒頭

で言いましたけども、15年間、使われなものが放置されてる。その間に当然、朽ちてくる、朽ちてくれば、表面についでるダイオキシン等が、下に、いわゆる堆積物として残ってる。ということだと思うんですけども、まず最初に質問したいのはですね、これ令和3年3月、これに公共施設等個別計画っていうのをこれ策定しております。このときに、賀茂清掃センターは、令和7年解体、焼却施設の解体費を4,000万円、事務所が500万円、汚泥処理施設500万円、トータル5,000万円。ただし書がありまして、概算であり、あくまで目安というふうに書いてありますけども、この5,000万を出すときにですね、こういった施設が、ダイオキシン、あるいは建物があって、アスベスト、これに侵させてるなんていう、考えは毛頭なかったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その金額につきましては町内の方に、ちょっと見積りをというようなことでお伺いしたというふうに聞いております。そのときにダイオキシンであったりアスベストのことについて、私たちのほうからも言明はしませんでしたし、業者さんのほうからも指摘はなかったのではなかろうかということで、その金額がはじかれ、私たちはその金額であるならば、解体設計の依頼をかけて、正確な数字が出れば、すぐ解体に移れるだろうと思って、頑張っ今年度予算に行く見込み、調査をしたわけでございますけれども、ダイオキシンや、そういったアスベストが確実にあるということが判明してまいりますので、先ほど多額というふうに申し上げましたけれども、これ金額でいきますと、約3億5,000万以上のお金がかかるという試算が出ておりますので、先ほど壇上で頓挫をしているということで答弁をさせていただいたものでございます。調査をした結果何も出ずに、5,000万か6,000万ぐらいであれば、単費でも解体したいなというふうに思っておりましたが、なかなかたんびに出せる金額ではないという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 世間の常識としてね、こういう、例えば焼却物を扱ったところってのはですねこういうのの解体作業、これダイオキシン、あるいは建物があれバースベスト、あるいは、管があれば、その断熱用の本材なんかアスベストが使われてる。これはもう常識なんですよね。例えばこういうものの解体作業にはですね、実は非常に厳しい法律が三つありまして、ダイオキシン類対策特別措置法、これ平成11年7月16日ですね。焼却能力、時間2トン未満ですから賀茂の清掃センターは該当します。この場合の排気ガス、これが、立米当たり、1立米当たりのガスの中に5ナノグラム。10億分の1ですね、-9乗条ですね。

12乗か。10億分の1ですね。これ以下にしなければいけないということで、実は賀茂村は、平成12年から、さっき言ったように14年にかけて、3億7,800万かけて、その改修をしてるわけです。つまり燃焼温度を上げるは確か800度年以上ぐらいに上げるとですね、ダイオキシンは、基準から以下になるということでそういう非常に多額のお金をかけて改修したにもかかわらず、4年たら、4年ぐらいで、ここを使わなくなっちゃった。もう一つ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは非常に古い法律50年以上前の法律ですね。この中で、ばいじんまたはもみ殻を埋立て処分する場合、これ埋立て基準値ってのがあるんですよ。これも1グラム当たり3ナノグラム。3ナノグラムを超すと、これ特別管理廃棄物産業廃棄物、いわゆる特管ね。これが恐らく今回、3ミリを起こしてる、例えば5とか7とか10とか、こういう数字が出たんじゃないかなと思います。どのぐらい出たかわかりませんが、多分これが出て、ダイオキシンの堆積物の処理に相当な費用がかかる。もう一つは、こういった廃棄物の焼却施設内の作業、解体作業、あるいは実際には運転する作業あるときに、ダイオキシン類暴露防止対策要綱、これは平成13年4月25日に出ています。これは労働者への暴露防止対策、それから解体作業において講ずべき処置、これが相当厳しいんですよ。恐らく建物を、それこそ、うわべで建物で囲って、その中でいろんな処理をしながら解体する。ですから、さっき町長が3億5,000万以上という話になったと思うんですね。ただですね、これ3億5,000万以上かかる、このまま放置しとくんですか、お金かかるから放置ですか、その辺も、

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これにつきましては環境省及び関係省庁に、解体についての国または県の補助が出来ないかというような要望については今後も行っていきたいというふうに思っております。また改定するに当たっては跡地利用などがあるものであれば、そういった補助も身請けられるということも伺っておりますので、何かいい案がございましたらご提案をいただいて、担当の省庁などどうまく折衝つき、半分でもまた3分の1でもいいですけども、補助が受けられるような環境になるのであれば、解体も進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これですから私議員になった最初の頃にね、解体したらどうだという質問した覚えがあります。そのときに補助金がないからって言ってましたけども、実はその時点では補助金あったんですよ。ところがそれを町は知らなかったということだったんで

すよ。そしてそれからもう既に七、八年経ってるわけです。やっぱり、今言ったように、どうやって単費で出来ない場合に補助金を引き出して来るか。それはもう、いろんなところに調査をかけて探る。そして、こういう施設、これは、前も言いましたけども、ここの下はですね、いわゆる公共の海水浴場、クリスタルビーチがあるわけです。700メートルぐらいですかね、下流は、クリスタルビーチです。このまま雨にさらされ、朽ちていく、そうするとその堆積物が流出する。そういうことを考えたらですね、これ非常に危険な建物なんですよね。ですから本当に真剣にここ一、二年で、もう来年ということは無理かもわかりませんが、これ解体、撤去する準備は、ぜひ、行っていただきたいと思うんです。そして、これに関連して、ちょっとひっかかったのが、一市三町で、今の下田の焼却場を使ってですね、これから新しい焼却場をつくらうとしている。この土地が、同じように、あるいはこの建物が同じように、こういうことで侵されていないかっていう問題なんです。逆に言うと、今使ってる建物が侵されてる、あるいは土地が土壌汚染されてる、この責任ってのは下田市ですよ。それを調査も何もしないまま一市三町がそこを使うってことで、解体だとか撤去費を一緒に出すってのはおかしな話じゃないかなというふうにふと思ったんですけどその辺については、どう、どのように考えてますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その辺の詳細につきましてはまだ検討段階にあるので、私が軽々にお答えすることは出来ないわけでございますけれども、当然のことながら、今お使いになられているのは下田市さん、単独でございます。ですから、最終的にはこの解体については新設をするに当たっての補助金が出るというふうに伺っておりますけれども、この補助については、一市三町で分けようというような、お話もございます。これというのは私たちは、当然、そこに建てるために壊しませんので、該当する補助金がございますので、そういったものの補填をするために分けようというお話もございますし、下田市さんとあと一町分は、補助金に可能というような議論もされているように聞いております。ただ、下田市が払うべく負担を三町が払うということは当然ないわけでございますので、今後の首長会議において、書類については、確実に下田市のほうでやっていただく。私たち他の三町に負担がかからないようにということについては、首長会議で明確に申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それは、町長のおっしゃるとおりで、ぜひその辺は、ゆずることなくやってもらいたいというふうに思います。それをやらないで、例えば解体にそういうものがあるんで解体費用は新しく造るものが出るときには、その数分だけ出るんで、その解体は、みんなで出してもいいじゃないかですけども、ここの土地がどこの土地かによってですね、これ20年後、30年後、この施設が逆に終わるとき、もともと汚れてたのプラス、新しい設備、これはダイオキシン等は出さない施設になると思うんですけども、その時に、過去のもものが残っているとすれば、これ一市三町で使ったものの影響だよってということにもなりかねないんでね。その辺は、本来は、やっぱりまっさらな土地に、新たに一市三町が建てる。さらにするまではやっぱり下田市が責任を取るというのが、私の考えですけどもこれも、今回の本来とは違いますんで、この辺にしておきます。よろしくお願ひします。それから、先ほど町長が、3億何千万、何か補助金でないかなって言うので僕も、ずっとインターネットでここ数年めくってます。その中でですね、跡地で、産業廃棄物じゃなくて廃棄物の処理事業に該当するものをやれば、該当、3分の1ですか、これ出るんじゃないかという記事があるんですけども、これについては、どう考えてますか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） はい。おっしゃるとおり、循環型社会形成推進交付金というのがございまして、これは3分の補助になりますが、これについては、一般廃棄物に係る施設を設置する場合に限るという限定のもとで、助成があるというふうなことです。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 例えばね、今旧洋らん跡地を使って、風倒木だとか、いわゆる支障木、そういうものをですね、産業建設課の作業員の方ですかね、これ使って、まきをつくってますよね。これってそのままいったら廃棄物なんだけども、あれを有効利用をしていると。これってのはこういう事業に該当しないんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これにつきましても、その草木を加工して、何かにするという事業ですと、該当になるかと思いますが、ただ、そこに置いて乾燥させるっていうことになりますと、そういう施設に当たるかどうかというのも、まだ聞いておりますんで今後、検討や、国のほうに確認をしながら、該当するかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、私は草木って言ってませんよ。風倒木だとか、支障木これ伐採してきたものがありますよね。これを基にしてるじゃないですか。そして、町民の皆さんに無料で配ってるじゃないですか、これって、廃棄物を利用した施設になると思うんですよ。そこで乾かしたりなんかするだけでなく、新たなエネルギーを生み出してるわけじゃないですか。ですからこれは、別に窓口税務課長じゃないや、環境課長がね、決定することにならなくて、こういうことも視野に入れて、こういうものが該当しないかどうか、該当するとすれば3分の1、3分の1でも2億5,000万ぐらいの持ち出しがあるというのを覚悟して、あとはやるかやらないかということだと思ってるんですよ。ぜひそういう観点も、頭の中に入れてもらいたいということなんですけど、どうですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） すいませんでした、まきについては、簡易的な薪割り機と、納屋っていうか物置小屋程度しか今のところ、お金を費やしておりませんので、これをもう少し大規模にして建物自体をそういう対象になるかどうかをちょっと聞いて、対象になるかどうかをもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 質問の途中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時24分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは次に町有林、大沢里の金山沢の処理についてに移ります。相談の結果、先ほど対応がありました。確かに、そこから、材を排出するってのは非常に条件として厳しいな。それから、あの周辺に森林経営計画を立ててあそこの周辺を、に、崩落地に影響ないようにということですけども、これも切捨て間伐、切捨て間伐になると相当、切捨てたものをですね、安全に止めなければいけない。それから、できればそのときに、現在流れてる、確か500本、500本と言いますかね、何本ですかちょっと忘れちゃったけども、そういうものをできるだけ下に流れないように処置をする。ということだと思ってるんですけどもね。これはやはり行政として、これ1番最後のまとめで申し上げようと思ったんですけど

も、やっぱり、ほかの見本になる、手本になるようなことをやっぱりしていかなければですね、同様なことが、私有林で起きたときに、やっぱりそういう指導がなかなか出来ないということになりますんで、自ら手を、手本を示すというような体制で臨んでいただきたいというふうには思います。先日、大城の太陽光発電所を見に行ったときに、たまたま賀茂農林事務所の治山課長と出会しまして、状況を知ってますかって言ったら、承知してますと、あれどうするんですかって言ったら、谷止工なんかを作らなきゃいかんけども、優先順位がありましてねって、確かにそのとおりだと思うんですよ。なかなかああいう、まだまだ、影響が少ないところに、余分な金をかけてる暇がない、町も同じようなことだと思うんですけども、ただ、ああいう状態で放置するってのは、なかなか状況を知らない町民にとっては、不安をおおる一方ですんで、ぜひ、森林経営計画をきちっと立てて、周辺を整備することによって、これ以上の崩落を防ぐという対策をしていただきたいというふうに思います。これに関連して、私がですね、一般の皆さんの手本について言ったのはなぜかって言いますと、多分、黄金崎こがねすとあたりに行くと見えますし、興味のある方はわかってるかもわかりませんが、今、宇久須で碎石をしてる、これは丸協組というのがあります。それと、今、この前の議題になりました。賀茂清掃センター、この間にひと山があるんですよ。ここをここの、所有者、これ名前も言います、日本製紙です、昔、大昭和が歩くように相当、この辺の地区の山を買いましたけども、その山が残ってます。そこで、実は、令和2年7月14日の豪雨ですかね。それ以前からもその兆候があったんですけども、このときに、相当な崩落、さっきの、それと同じような崩落がありました。そして、今までの崩落部分ってのは、これ丸協さんの事業範囲の中に、土砂が、土石が流れ込んだそうです。そして、新たに7月、令和2年に出たものはですね、実はこれ沢を下って、先ほどの下部の清掃センター行く途中に、第二深田橋、準用河川深田川の第二深田橋ってのがあるんですけど、ここに流れ込んだ、相当な量流れ込んで、業者さんから、そのときの作業の写真ももらってきました。見ると、大体100立米以上、これが橋のたもとを埋めてますよね。たまたま、隣が碎石屋さんで大きな重機を持っていたんで、早急な処理はしたみたいですけども、これは町が費を払ったというふうに聞いてます。その後、この所有者、日本製紙に対して、何らかの指導、あるいは請求、これをされたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） その件についてはすいません把握しておりません。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい私の記憶の中でもその後ですね、その森林所有者に対して指導したというような記憶はありませんので、前の担当者も多分してないのではなかろうかというふうに思います。ただ町としては大雨が降っての、災害でございますので、所有者の理由というよりは、道路保全、または、河川の保全という意味で、あっちのほうで、何て言うんでしょうか、撤去をしたということで、これは今年の、4月だったら5月に堂ヶ島で崩れたときの費用などについても、町のほうで工事または県のほうで発注したもの等ございますけども、これを山林所有者に請求したということでございませぬので、同じ扱いとして、町で保全事業で行ったという状況でございませぬ。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 少なくともね、今現地行ってみればわかりますけどもその上にさらにクラック入ってます。そうすると、そんなに大きな雨でなくても、これがまた、崩れる、あるいは現在のを放置してありますんで、これも木がばたばた倒れてますよ。そうすると、本来、災害ですから、災害復旧的なことでね、お金を使うという、使ったということだと思わなすけども、これ以上そういうのを防ぐためにですね、やはり何らかの処置をしなければいけない。そのためには、こういう事情を、その所有者が承知してるのかどうか、承知してるとすれば、何かやっぱり改善策を求め。というのは必要だと思わなすけども、その辺いかがですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 森林ですので、適切な管理をするようにということをお願いをする。こちらから危険があるので、対策をしてくださいというような指導をするということは可能かと思わなすので、写真を撮って送るなり、そういった対応はさせていただきたいと思わなす。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほど建設課長はこの件については知らないって言ってましたんで、かえってきちっと調べてもらえば、令和2年の7月14日の豪雨に関する費用です。いくら出たか私全く知りませぬ。ですからその状況を踏まえて、これこれこういうときに、こういう被害があつて、町はその土砂撤去にこれぐらいやつたと、こういう格好で費を出したけども、これ以上放置して、また同じようなことが起こればですね、これはなかなか町民、あるいは議会、理解得られないということで、ぜひ、話合いをしていただきたいというふうに思わなす。次いきます。大城の太陽光発電施設、これは難儀ですね。熱海市の土砂災害、先

ほど町長も言いましたけども、島田市、これもそうですね。これは、鷹ノ巣だとかそういうのにも関連してくると思うんですけども、熱海市はですねこれは新聞によればですけども、熱海市は、伊豆山の土石流災害の総括で森林法の改正を国に要望する方針だと。つまり、今のままですとね、1ヘクタールを境に1ヘクタール以下は、町の管理、1ヘクタール以上は、林地開発許可制度、これ県の管理になるわけですね。同じ森林管理するのに面積で権限をわけてると。これを一本化することによって、つまり逆に言いますと、なかなか市町だけでは対応出来ない、幾ら1ヘクタール以下でもですね。ですから、そういう、要望する方針だとこれは方針ですから本当にするかどうか知りませんが、そういう熱海市の動きに対して、西伊豆町としてはどのように考えますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 県による統一的な指導を行っていただければ、町としてもありがたいと思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、ありがたいんだったらどういう行動をとりますかって聞いてるんです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） だからちょっと詳細の中身、私今わかりませんので明確に答えられるかどうかわかりませんが、当然、今後、県の市長会または町長会などでそういった案件が上がってくるというふうに思いますので、署名など名を連ねる機会がございましたら、とりたいというふうに思いますし、また熱海市長からいろんな情報を得てですね、西伊豆町としても取り組めるということであつたりとか、国に要望することが可能なのであれば、一緒に加わっていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ね、こういう要望するのはどこの市町も持ってるんですよ、なかなか市町だけでは管理出来ないんで、もう、森林法一本でやってくれってことですね。で、11月18日に、実は伊豆縦貫道の要望活動で東京行きました。そのときに地元選出の勝俣、農水の副大臣ですね、30分間ミーティングする時間がありました。その席上に農水の技監、事務官ですねを含めて10名ほどおりましたけども、この中で、森林法の規制を強化すると、いう発言が農水の技監からありました。令和5年4月からですね。太陽光発電施設については、林地開発許可が、開発面積0.5ヘクタール以上に、引き下げると。つまり今まで1ヘクタール

までは、町よって言ったのが、0.5ヘクタールまでと。つまり、0.5ヘクタールを起こした5,000平米を超した太陽光発電施設は、林地開発許可が必要でと。いうふうになりますと、いうふうに発言がありました。ですから、やっぱり特に最近問題になってるのは太陽光発電の施設だと思っんですけども、これが来年5月、4月からは、引下げられると。ほかの林地は、林地開発は、多分そのものでしょうけど太陽光発電施設については、そういうふうになったという情報がありましたのでお知らせしておきます。それからですね先ほど町長の答弁の中で、求積図が出てきましたと。9,988平米でしたっていうことですね、これ変わりませんでしたっていう話ですけども、求積図の中で、これ電線管だとか、その辺が含まれますか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課（長島 司君） 今回、確認したのは配管部分は含まれております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 含まれております。そうしますと、当初申請9,982、合わせるために、パネルを、500枚か、600枚か知りませんが、カットして、その面積を小さくし、五つのブロックを発電施設や送電施設に結ぶための電線化も含まれているということですね、ぜひ1度この図面見してください。それが適正かどうか、私はその辺も少し、感じたことがありますんで、その確認をさせていただきたいと思います。これちょうど先ほども言いましたけども11月4日に、県の農林、下田の賀茂農林事務所の治山課長と出会いました。治山課長以下3名が西伊豆町の建設課の方1名を伴ってですね、ここを測量してます。県の測量結果はどうだったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 県は多分、僕が言ったんで10時半から11時で、もっと前か、10時頃、あれを短時間でやるのは難しいんで全部やってないかもわかりませんが、これ突合してみてください。それで本当に、業者が出したものがいいのか悪いのか、先ほど図面見てくださいって疑問があれば、これは町で測量することに考えてみてください。疑問があるようなですね。で、そうなればですね取りあえず面積は1ヘクタール以下ってことなんですけども、いろいろ先ほど配られた西伊豆町の土地利用対策委員会、皆さん、それなりの意見を言ってくれてますよね。その中で、まちづくり課長が言ってるね、抜根材の処理と残土の処理をした箇所があり、流出の恐れがあるため対応していただくことは可能かっていうところで、時期はずれると思いますが全体の工事と合わせ対応することは可能です。それか

ら、同じく沢へのどうすうが円滑になるように、これについては、現場の状況を確認し検討しますという、申請者の回答なんですけども、実はこれまちづくり課長に先日お話ししましたけども、その下流に、松崎の丸高TTという、森林事業者、ここの土地がありましてこれが1年、もうちょっと前かな。皆伐もしています。森林に、実はそこの沢からの水が大量に流入しています。ですから丸太さんは、自分らの作業道、これを洗掘されないように、作業道の前に穴を掘って、そこで水をためるといふ作業をしてるんですけども、少し、雨が降るたびに、そこが満杯になるということではいろんな、今、処理をしているそうです。ということは、下流域に相当迷惑が今生じつつあるという状況です。ですから、今の回答の中でね、現場の状況を見てというときには必ずその場所に連れて行って確認させていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課（長島 司君） はい、その現場を確認しながらですね今後を進めていく方法としましては、この工事をいつまでに完了させるかっていうことをですね、確定をし、この条件表の中に記載をして、確実に履行出来たかっていうことを確認して指導していきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 質問の途中ですが暫時休憩します。

着席にて、ちょっとお待ちくださいちょっと、眩しいようですので、カーテンします。
よろしいですか。

休憩を解いて再開します。一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは最後の質問の鷹ノ巣残土処理場について、いきたいと思えます。今、先ほどの堤議員もそうですし、私もうずっと林地開発許可を受けて、いろんな森林の開発行為をしてきました。その中で、長年やってきたんで、私大変大きな誤解してまして、例えば、この鷹ノ巣残土処理場ですね。これの開発行為について、県はどのような立ち位置にあるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 町有地の林地開発を行うということで町のほうは当初計画時に、賀茂農林さんに、こういう構造でいいとか、そういう指導を受けております。その指導にのっとって設計を行って、こういう埋立て工事をやりますという、林地開発の通知で

すね、町がやるので、許可申請ではなくて、県のほうに通知を出しているという状況であります。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうなんです。そこなんです。私が勘違いしてたのは、森林法の第10条、2項、10条の2第1項第1号、これ林地開発の開発行為の許可っていうところにですね、国または地方公共団体が、団体が行う場合はこの限りでないって書いてあるんですよ。ですから私は、民有林、民有林の中には町有林も入ります。ですから、町有林でも、林地開発許可権の許可が要るんだと、ずーっと思い込んでました。ところが、もう一遍、今回を含めて、林地開発許可制度について調べてみましたら、例えば西伊豆町があそこ、1ヘクタール以上当然あります。これを林地開発するのにですね、県の許可なんか要らないんですよ。さっき課長が言いましたように、届出、あるいは通知、これで進むわけです。ということですよ、先ほどの、熱海あたりの問題と全く反対の発想で、許可が要らないってことは、町に全ての責任がある。というふうにも言い変えるわけですよ。今までは県の許可を得る、だから県がいろんな指導だとか、管理方法だったら、これについて指導していくところが、これは町が、町の責任においてやる仕事だということであれば、ほかの責任は誰もなくて、極端なことを言えば、町が全ての責任を負ってこの事業をすると、いうことだと思うんですけどそういう解釈で間違いはないですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） そうですね、土地の所有者として町が行う事業であるということ解釈としては、そういうことになると思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私が聞いているのは、何かある、どういうものをつくる、こういうものを、もちろん、規則の中でやるんですけども、全ての責任は町にありますよねっていう質問です。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 不確かなことを答えますと、議事録に載りますんで、ちょっと注意しなければいけないというふうに思います。確かに県の許可であるとかそういったものはないのかもしれませんが通知を行っておりますんで、県がうちも責任がないということはなかろうと。ですから100%町かという和多分わからないんじゃないかと思いますが、その辺の責任の所在、最終的にどうなるのか、または多分、高橋議員がおっしゃってるのは、最終的

にここが悪さをしたときに誰が責任を取るんだっていうことで、お聞きになりたいのかと思いますけれども、そのときの責任の所在は、申し訳ないですが、県に確認をさせていただいて、町が100%責任をとるのか、ほかのところに、そういったものはないのかということを確認してから、答弁をさせていただきたいと、いうふうに思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それで結構なんですけども、今熱海だとかそういうところで問題になっているのは、県に責任があるのか、町に責任があるのか、責任をおつけわけてるですよ。ね、県は責任がないって言ってるわけですね、遺族が訴えてます。だけどそれは、林地開発許可の範囲ではないということで、突っぱねる。そうすると町に責任があるんじゃないかと。県は知らないって言ってるわけですね、この件も恐らく鷹ノ巣で何かあった場合には、そういうことだ、あるいはそのほかのいわゆる県の許認可でなくて、例えば、今度のうち除外ありますよね、10数年前まではこれ、自治体の責任なんですよ、県の許可なんか入れなかったわけですから、自治体がやる場合にはこの限りでない。うん。だけどいろんな悪さが出てきたもんで、今、自治体がやる青地除外でも、県の承認が要るようになったわけですよ。ですからこれもう、確認してもらえばいいと思いますけども、県は、恐らく、いや県に責任ありませんよと、我々は通知を受けてる、聞いてくれば、お知らせしてますよ。だけど、あそこの遵守だとか、監視、それどおり出来てるかどうかってのはこれみんな、町の、自分らの責任でやってくださいよっていうことだと思うんですよ。私はそう思いますけども、それは確認してください。今言ったように、これは町が、ある意味では、自由に、いろんな設計なんなりができるってことになればですね、私せ前の質問それからその前もしたと思うんですけども、町長があそこを閉めると。例えば、祢宜ノ畑倉見線の谷止め工あたりに出てきた岩石ですね、こういうものをあそこに入れるところがなくなっちゃうと、いう発言して、それは林地開発を1回終わって、平地をつくっておけば、あと何トンでも変更になりますよって、僕、発言したと思うんです。でも、これ、町の責任でやるとすればですね、あそこに平地さえ残しておけば、万が一そういうポケットに溜まった土砂、1,000立米2,000立米3,000立米、置く場所があれば、保安を確保して、町はできるんですよ。ね。ですから、お互い、知らない同士が知らないやりとりしてたなど、間違ったやりとりしてたのが、今、わかったっていうことです。ですからあそこを早期に終了して、上に平地、あるいは途中でも結構、そういう何千立米か、石をおくスペースがあれば、これ町は、ある時期ま

たは自分らの責任において、あそこに土石を搬入できると。いうことだと思いますけども、それについていかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 仮にそういうことであるとすれば、そういったことは可能で早期の閉山はできるのかなというふうには考えております。そういった意味も含め、含めまして、本年度当初予算に、閉山を含めてですね、本来、得られるであろう利益などについては補償せざるを得ないということで、予算を盛らせていただきましたので、最終的に調整を行わさせていただいている状況でございます。ただそうは言いましても、今県のほうから要望が出ておりまして、県の行う公共工事に対する残土の処分場が、西伊豆町内、または、ないという状況で、何としても、県のほうでは、今そういったものが確保出来ないというようなことが、状況として置かれているということを伺っておりますので、その辺については、県と協議をしながら、町としては早期の閉山に取組たいと思いますし、町としても公共工事を出しているという都合がございますので、その辺の折り合いがうまくつけばいいなというふうに思って今協議をしてるという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 町長そうおっしゃいますけども、今、県の残土を入れるところがなくなったのは、この1か月ぐらいの動きですよ。町長が、今、今年度中にあそこを閉鎖してね、最後の工事までやるとすれば、もう既に今、公共工事の残土を入れるところがないなんて話は、ないうちにこれもう閉鎖にかかっているはずなんですよ。今の流れからいって本当に3月末までに、当初の計画どおりいくかどうか、それをずっと心配してきた。けどなかなか進展しない、むしろ、最近、一色の方が見たときもそう私が見たときの5台ぐらいのダンプがもうどんどん上がってくるわけですよ。つまり駆け込み需要みたいなふうに見えるような状況で、残土を入れてました。これって閉鎖する工事をいつからやるのか。っていう心配があったわけですよ。で、そういう状況なのにね。こういう質問が出るまで、我々にそういう話一切ないじゃないですか。この補償の4,000万円、工事費の3,000万円、3月以降使えませんよこれ。今みたいな状況で、もともとの今町長が言ったような条件じゃなくて、もともとの条件で遅れたとしたら、これ皆さんが認めてくれるかどうかってのはわかりませんよ。私自身は認められないですよ、今何をばたばたしてるんだと。いうことだと思うんですよ。まずね、そもそも、もう一度、林地開発許可、これ、これに準じてやってるとすればですね、私がなぜ、この3年4年5年、言ってきたるかという、ここにね、ですね、これ

は、林野庁長官の通知、平成14年5月8日、林野庁長官の通知ってのがありまして、施設の設定等が必要となる場合の主な技術的な基準というのがあるんです。この中に、盛土、鷹ノ処理場は盛土ですよ。ここに、一層の仕上がりは、30センチ以下。その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて、雨水その他の地放水云々って書いてあるわけです。つまり、路体盛土工をやって積んでいくんですよ。っていうふうに、これ、長官通知が出てるんです。ね、盛土が必要に応じて水平層にして順次盛り上げ十分締め固めを行う。締め固めの行い方は今言ったように30センチ以下、35～6センチ積んで締め固めて30センチ以下にしない、そしたら次の、そう思ってもいいですよってことです。僕はずっと言ってきたのは、今の方々はやってるかもわかりませんが、1段目2段目つくってくるのに、やってるかやってないか僕確認してないんでわかりませんが、少なくとも、上の2段は、こういうことをやってない。ダンプから巻き出して、ね、それを、課長は自然低圧している。ダンプが自然転圧してっていいです。ダンプがきばまで行きますか。それを考えたら、これ、長官通知に違反してるんですよ。だから、早くやめる、早くやめるんじゃない、僕は早くやめろとは言わなかった上のものを下におろさないとして積み直しなさいっていうし、ことをずっと言ったわけじゃないですかね、そしたら、ボーリング1本打って、現在安全だから、広いところにボーリング1本打ってなぜそれが分かるんですか。常識で考えたっておかしいですよ。だから僕が言ってるのは、当初から言ってるのはとにかく上の地段は下に積み替えなさいと。いうことを言ってきたんだけどなかなかそれ言うこと聞かない。結局とどのつまりはこうでしょ、まだまだつむ、これ県の要望を聞いてなんて言ったらまだまだこれ積むつもりでしょう。僕も許せないし、多分一色の、この前見た方々も許せないと思うんですよ。こんな状態を続けるって。約束違反じゃないですか。はい。だからぜひこれは早期にやっぱり結論付けてくださいよ。本当に。何回ももう言わせないでくださいよ。3月末までにきっちり閉鎖し、閉山してください、閉鎖してください。うん。これはもう強く、訴えときますよ。で、契約に伴う補償金だとかね、この辺も物すごくおかしいなど、事打合せをずっと言っています。もう既に、彼らには、今日、どのぐらい残土が入ってるかもりました。令和4年11月末現在4万6,500立米。そうしますとね、2,000円、西伊豆町のは2,000円、県のはに、それが2,400円かな。そうすると約1億円入ってるわけです。1億円。そうすると、4,000万円は、十分にそれに値する、僕は当初の設計の業者さんの設計見積り大体わかってます。そうすると4,000万円あれば十分にやってない仕事、勘案すれば、片づける範囲の金額ですよ。ね、どんな格好で終了考えてるかわかりません。僕らにはそういう

案も出てきてない。この中で本当に3月までに終われるか、もう大きな疑問です。これに明確にやっぱり答えてもらいたいですけど、恐らく今答えないでしょう。だから、これは後日、全協でもいいです。しっかり現状と、それから今後どうするかってのは説明していただきたい。そういうふうに要望したいと思いますけどどうですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 町の工事じゃなくて県の工事の土砂を、運ばせてほしいということで、運んでるっていうのは確かです。それが、3月末にぴったり終わるかっていうと、どうも現状ですと、難しいじゃないかという答えも県のほうから今お話を伺っていますので、そこについては、もう一度、行程等ですね、詳しく調整した上で、最終的にいつし終わるかというところは、決定させていただきたいと思います。その補償云々の話についてもこれまで何回もその業者さんと打合せをさせていただいて、調整もまだしているところがございますので、決まりましたら全協等で、もう一度、皆さんに説明をさせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） もう時間も5分切りましたんでね、これ以上言っても、わからない部分のほうが多いんで、これ以上言いませんけれども、いずれにしても、例えばもう町の本当に逼迫した状況だったら別ですけども、ある意味では県の工事ですよ。ね、いわゆる他市町の工事ですよ。あるいは、西伊豆町内の県の工事かもわかんない。うん。その辺も十分配慮する必要はあるとは思いますが、それは、この工事の完了が遅れたことによるね、よって、いろんな周囲の状況も変わってきて発生してる事項ですからね、その辺を含めてきっちり、我々が納得する説明をしていただきたい。というふうに思います。5分切りしましたんでまとめをしたいと思いますけども、今回、懸案事項6件取り上げましたけども、大小別にしましてね、先ほどからいろんな議員、あれこれからもいろんな議員がですね各議員がいろんな懸念、長年の懸念ってよく言いますが、長年だから懸念なんですよ、そういうものをその時々、やっぱり対応していただきたい。今回私が質問したのも、対策の遅れ、その時々やっておけばっていうことが非常に多いと思うんです。あとの15年たった世代に、やっぱりさっきの3億何千万の負担を知られるわけですよ。だから、先輩が、やっぱり積み残した事業で、現在の担当者ってのは非常に気の毒だなという気はしますけれども、そうであれば、やっぱり今、自分たちが背負ってる懸案ですね、あるいは、負の遺産、こういうものを、逆に言えば後輩たちに、やっぱり残さない、繰延べしない。こういう努力をしてもらい

たい。早期にいろんな今日の私の件も含めて、対策結論を出して、速やかに処理することを常に念頭に置いて業務に取り組んでいただきたい。町有林の崩落対策、これ長年放置することで、ことあるいは残土処理場の盛土の不適切な工法を改善しないと、町は、同じような事象が起きたときに、民間の事業への指導命令これ出来なくなりますよ。自分らがやってないのに何言ってんだって話になりかねない。それから、残存処理場の件は今言ったとおり、それから太陽光発電施設ってのはですね、町に費用が、特段かからない事業です。これは町のいかに指導力、これにかかっているか、なんですよ。ですからこういうものってのは本当に積極的に進めていただきたい。そして、町が指導してもし切れない、あるいは、我々はそれであれば、もう少し公に、マスコミを通じて、今日、伊豆新聞さん言いますかね、おられますね。西伊豆町にはこういう太陽光発電施設の問題があるんだと、もう既に出来てる問題についてもですね、今は函南だとか、何かってのはこれから作ろうという問題に、あるいは、申請に対して行ってますけど西伊豆も申請を受けて、出来たものが、やっぱり不適格だ。ということでもめてるわけですねこういうことも知ってもらうための、我々はもう活動も、逆に言うともうそういう力もかりなければいけないかもわからない。ということなんですね。で、11月4日の伊豆新聞の1面のコラム、これ、うしろのひびか、しおのひびかわかりません。本人に聞いても、潮の響きでしょうねなんていうぐらいですからちょっと伊豆市もわかりませんが、下田市が、旧下田グランドホテルが民間による解体再開発が不調に終わり、市で、市で取得する準備にかかったと。市長はそこにある、今そこにある危機を見過ごすことは出来ない、こういう発言してます。各首長さんのやっぱり共通認識だと思うんですね。でも、やっぱり、先立つもの、これがあるかどうか。そうすると優先順位、あるいは費用対効果、これを考えるのは当たり前のことなんです。ですからいろんな懸念はあるけども、そういうことを十分に考慮して、ただ残念ながら費用のかかるものばかりなんです。だから、なかなかわかりにくい、それから一般の人には、なかなか、今、例えば私が指摘した事故ってのはほとんど関係がないということで、現在一般の町民には影響は少ないかもわかりませんが、やっぱりそういうものを一つ一つ丁寧にクリアして解決していただきたい。ということをお申しまして、私の一般質問あります。どうもありがとうございました。

◎散会宣言

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 4時 5分